高知市 障害者計画・障害福祉計画 (平成21~23年度)

~ げんき・いきいきプラン ~

平成 21 年 3 月

高知市

障害者計画・障害福祉計画市長あいさつ はじめに



平成 15 年度からの支援費制度への移行をはじめ,平成 18 年度の 障害者自立支援法の施行など,近年,障害のある方やそのご家族の 方々などを取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたなか,本市におきましても「市民一人ひとりが互いに支え合い,いきいきと輝いて暮らせるまち」の実現に向け,平成15年度に高知市障害者計画を,平成18年度には高知市障害福祉サービス計画を策定し,さまざまな施策を展開してまいりました。今回,両計画期間が終了することから,新たに「高知市障害者計画」及び「高知市障害福祉計画」を策定いたしました。

これからも障害のある人の地域生活を支え,障害のある人が社会の一員として尊厳をもって生きていくことのできる「ノーマライゼーション」の理念のもと,市民の皆様をはじめ関係の方々と行政が強く連携・協働しながら,新たな計画の実現に向けて力を注いでまいります。

最後になりますが,計画の策定に大きなお力添えをいただきました 高知市障害者計画等推進協議会の委員の皆様,そして,パブリックコ メント等を通じて貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様 に心から感謝いたしますとともに,今後,より一層のご理解とご協力 をお願い申し上げます。

平成 21 年 3 月 高知市長 岡 﨑 誠 也

目次

	序誦	Ħ																						
1 -	1計	画の性	格	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1 -	2 計員	画策定	の t	取旨	₹•	目	的	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
1 -	3 計i	画期間	١.	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1 -	4計	画策定	<u>'</u> ^(の取	しり	組	み	. •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
1 -	5 計i	画の点	検	信・	阳	Ī٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1 -	6 計i	画等推	進	劦譹	会	委	員	名	簿	i٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	本諦	Ħ																						
第1:	章	高知市	市の)障	害(ので	ある	3,	人 (カ ፤	見丬	犬												
1 -	1身(本障害	_		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
1 -	2 知的	 内障害	者		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12
1 -	3精	伸障害	者	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	13
1 -	4 難排	丙	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	16
第2	章	基本	理念	<u>,</u>	•	•	• (• (•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	18
第3	章	基本	方針	† •	•	•	•	• (•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	19
第4	章	計画の	の推	進	の1	こと	りに	=	• (• (•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	20
	_•			_																				
第5	章	施策位	本系	•	•	•	•	•	• (• (•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	22
A47 -		<u> </u>	-ديدر سيل	_																				
第6	草	重点放	他策	į.	•	•	•	•	• (• (•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	23
<i>5</i> 25 →	rie	- 44	<u>, </u>	- /-/-																				0.4
第 / :	亘	具体的	门册	市	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24

第8	章	数値目標		• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 63
	資料	ŀ																			
実態	調査																				
1	精神	障害者生	活=	<u>-</u>	ズ	淍	查約	吉男	見・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 76
2	障害力	がある方	との	賃!	貸信		Q 終	שוב	つ	61	τ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	76
3	平成 2	20 年度家	尤 労	支援	事	業	所	実!	態詞	周星	· 1	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 76

.序論

1 - 1.計画の性格

高知市障害者計画・障害福祉計画は,高知市総合計画を上位計画とし,高知市高齢者保健福祉計画,高知市子ども未来プラン等,関連する保健福祉計画との整合性をもって策定されたものです。

なお,障害者計画は障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項に基づき,本市の障害者施策全般の取組方針を策定するもの,また障害福祉計画は,障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に基づき,本市の「障害者計画」の中の福祉サービスの計画的な基盤整備を着実に実施することを目的として策定されたもので,本計画は両者を一体的に定めた計画です。

1 - 2.計画策定の趣旨・目的

(はじめに)

本市では,平成5年度及び15年度に高知市障害者計画を策定し,障害者施 策の充実に努めてまいりました。

また,平成18年度には,新たに成立した障害者自立支援法に基づき高知市 障害福祉サービス計画を策定し,福祉サービスの計画的な基盤整備の実施に 取り組んでまいりました。

平成 15 年度には支援費制度が導入され,18 年度からは障害者自立支援法が施行されるなど,近年,障害者施策を取り巻く状況は大きく変化しています。

(国・県の動向)

国では,平成14年12月に「障害者基本計画(平成15年度~24年度)」及び「重点施策実施5か年計画(新障害者プラン)(平成15年度~19年度)」が策定され,平成19年12月には「重点施策実施5か年計画(平成20年度~24年度)」の後期計画が策定されました。

「重点施策実施5か年計画」の後期計画は,国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を基本方針とする「障害者基本計画」に沿って,後期5か年の重点施策及び達成目標を定めたものです。重点項目

としては, 地域での自立生活を基本に,様々な障害特性に応じ,障害者の ライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援,

障害者の地域における自立や社会参加に係る障壁を除くため,誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境整備等の推進とともにIT(情報通信技術)の活用等による障害者への情報提供の充実,などが掲げられています。

また障害福祉計画について,国では,第1期(平成 18 年度~20 年度)に続き,第2期(平成 21 年度~23 年度)を位置づけ,主要項目として,地域生活移行の一層の促進,相談支援体制の充実・強化,一般就労への移行支援強化,などが掲げられています。

一方,高知県においても,平成15年度に高知県障害者計画(平成15年度~24年度)が策定されました。重点項目としては,地域で生活するための支援,障害特性に応じた支援,生涯を通じた支援,社会全体のバリアフリー化とユニバーサルデザインの推進,安全・安心な地域づくり,という5つの視点が挙げられています。

また障害福祉計画についても,国同様平成18年度に第1期高知県障害福祉計画(平成18年度~20年度)が策定され, 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重, 障害福祉サービス実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化, 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備,という3つの点への配慮が掲げられています。

(本市の取り組み)

本市におきましても,前計画の現状や成果を分析し,課題を整理するとと もに,これら国や県の障害者施策の動向を踏まえつつ,これから先3か年の 本市の障害者施策全般の取組方針について,新たな計画を策定いたしました。

1 - 3.計画期間

障害者計画,障害福祉計画とも平成21年度から平成23年度までの3か年の計画です。

1 - 4.計画策定への取り組み

計画策定の事務局体制として,策定時期が重なる高齢者保健福祉計画との整合性を図るために,関係各課職員で構成する合同事務局を健康福祉総務課に設置しました。

計画策定にあたっての具体的な取り組みとして,障害のある人と家族の暮らしの実態やニーズ(1)を把握するために精神障害者生活ニーズ調査を行いました。なお,施設や通所サービス利用者の方々に対しては,県との役割分担の中で,県がニーズ調査を実施しました。

さらに,障害のある人が地域で自立した生活を送るにあたって,居住場所の確保に関する課題が支援者から多く聞かれたため,現存する社会資源の中で,民間のアパート等を仲介する不動産業者の現状をアンケート調査しました。また,就労支援のあり方を考えるため,就労系事業所の現状を個別訪問にて把握するとともに,関係機関への聞き取りを経て,今後につなげていけるよう方向性や課題を検討・整理しました。

これらの調査結果や意見は,市民公募委員4名をはじめとした,団体代表, 医療・福祉関係者,学識経験者など合計17名の委員からなる高知市障害者計 画等推進協議会にて検討していただき,計画に反映いたしました。

さらに,課題の認識や今後の具体的取り組みを全庁的なものとするために健康福祉部内だけでなく教育委員会,都市整備部,建設下水道部なども必要に応じて参加し,現行施策についての報告・課題の分析を行いました。

¹ ニーズ【にいず】よりよい生活を送るために解決すべき課題。

計画は下記の表の通り検討審議されました。

HI HIST I HE		2
H20. 3 . 6	公募委員選考委員会	・障害者計画推進協議会委員を広報紙あかるいまちにて公募 (H20.2.1 ~ H20.2.22) ・選考委員会で選考し,4名を決定
H20.5.27	平成 20 年度 第 1 回推進協議会	・委員委嘱 ・障害者計画の成果と課題及び新計画における重点項目 (案)の説明 ・障害者計画策定用ニーズ調査(案)の説明 ・障害者計画策定スケジュール(案)の説明 ・障害者計画策定体制(案)の説明
H20.7.29	平成 20 年度 第 2 回推進協議会	・障害者計画検討に係るご意見について事務局回答 ・ニーズ調査中間報告 ・障害児施策の国の方向性の説明 ・障害福祉サービス計画の現状と課題の説明
H20.10.28	平成 20 年度 第 3 回推進協議会	・精神障害者生活ニーズ調査報告・障害がある方との賃貸借契約についてのアンケート調査 結果報告・就労支援事業所実態調査結果報告・高知市障害者計画・障害福祉計画(素案)審議
H20.11.17	平成 20 年度 第 4 回推進協議会	・高知市障害者計画・障害福祉計画(素案)審議
H20.12.25	平成 20 年度 第 5 回推進協議会	・高知市障害者計画・障害福祉計画(素案)審議 ・高知市地域自立支援協議会ワーキング部会について
H21.2.16	平成 20 年度 第 6 回推進協議会	・高知市障害者計画・障害福祉計画(原案)審議

1 - 5.計画の点検・評価

計画策定後は,高知市障害者計画等推進協議会にて,定期的に計画の評価, 進行管理を行います。

協議会の議事録や資料は本市のホームページで市民に公開し,これに対して寄せられた意見も反映していきます。

1 - 6 .計画等推進協議会委員名簿

(平成 21 年 2 月 16 日現在)

	氏名	所属・役職等	協議会役職
1	吉野由美子	高知女子大学社会福祉学部准教授	会長
2	飯田 清久	高知県立高知若草養護学校土佐希望の家分校教頭	副会長
3	掛橋 繁則	高知市精神障害者家族会連合会会長	
4	川 内 勇	公募委員	
5	片 岡 京	高知市手をつなぐ育成会副会長	
6	川上 典子	療育ハンドブック編集委員	
7	川名 信夫	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 高知障害者職業 センター所長	
8	島元 健三	高知市民生委員児童委員協議会連合会 江の口東地区会長	
9	竹 下 豊	公募委員	
10	谷平 幸恵	公募委員	
11	中屋 圭二	NPO 法人高知市身体障害者連合会会長	
12	野村みちよ	社会福祉法人土佐あけぼの会 本部事務局長 野いちごの場所管理者	
13	計屋 美枝	社会福祉法人高知市社会福祉協議会福祉課	
14	畠中 雄平	高知県立療育福祉センター副センター長兼発達支援部長	
15	浜田 成亮	NPO 法人高知県難病団体連絡協議会理事長	
16	原敏博	公募委員	
17	松本 郁夫	高知障害者就業・生活支援センター シャイン所長	

会長・副会長以下50音順

.本論

第1章 障害のある人の現状

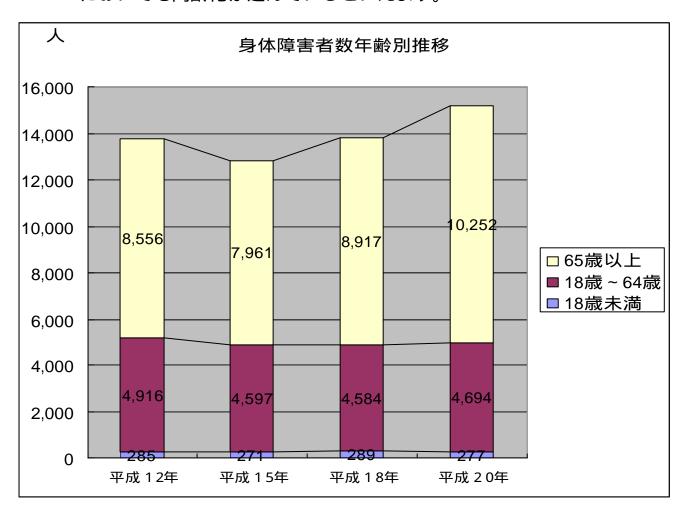
1 - 1.身体障害者

(1)身体障害者手帳取得者数年齢階層別年次推移

身体障害者手帳取得者数の年次別推移は,以下の図の通りで,年々増加傾向にあります。

平成 15 年と平成 20 年を比較すると,年齢階層別では 65 歳未満がほぼ横ばいなのに対して,65 歳以上は5年間で29%増加しています。

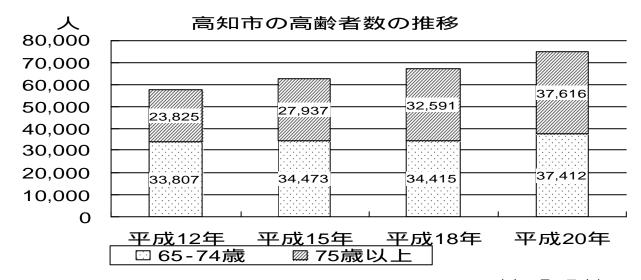
参考の図もあわせて見ると,高知市全体の高齢化に伴い,身体障害者においても高齢化が進んでいるといえます。



(各年3月末時点)

平成 12 年から 15 年にかけての障害者数の減少は,住民基本台帳における死亡者及び転出者を統計から除くよう変更したため。

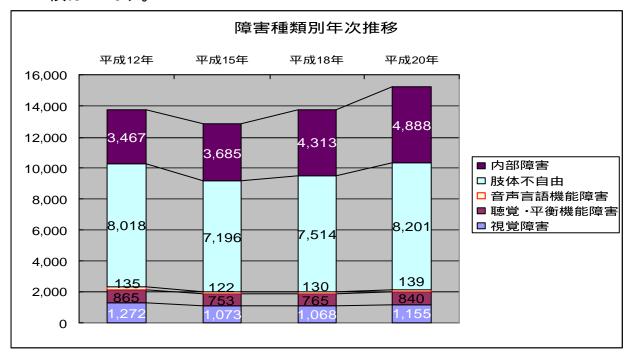
(参考)



(各年4月1日時点)

(2)障害種別

手帳取得者数を障害種別ごとに見ていくと,特に内部障害(2)の伸びが大きく(平成15年~平成20年で33%増),次いで肢体不自由(3)の伸び(同14%)が大きくなっています。一方,聴覚,視覚障害はほぼ横ばいです。



(各年3月末時点)

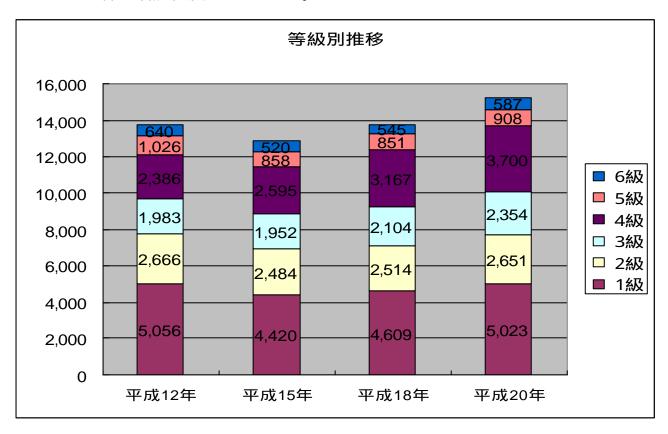
平成 12 年から 15 年にかけての障害者数の減少は,住民基本台帳における死亡者及び転出者を統計から除くよう変更したため。

² 内部障害【ないぶしょうがい】 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害で,永続し,日常生活が著しい制限を受ける程度と認められる障害。

³ 肢体不自由【したいふじゆう】 手足や体幹の運動機能障害。

(3)障害の等級別推移

身体障害者手帳の等級別に平成15年と平成20年を比較すると,1級で14%増,2級7%増,3級21%増,4級43%増,5級6%増,6級13%増と増加傾向にあります。



(各年3月末時点)

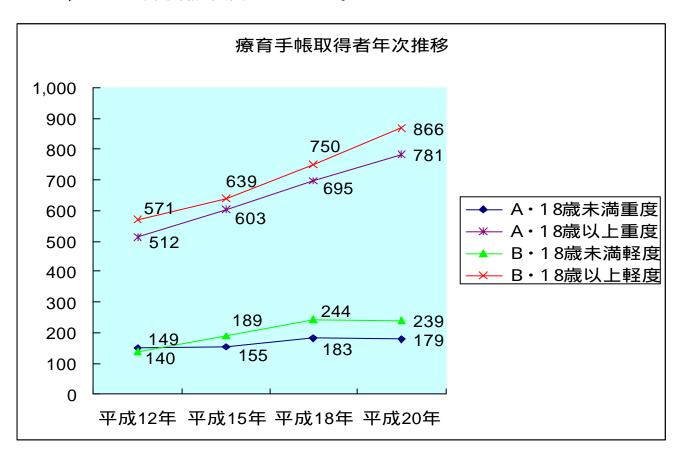
平成 12 年から 15 年にかけての障害者数の減少は,住民基本台帳における死亡者及び転出者を統計から除くよう変更したため。

1 - 2.知的障害者

(1)療育(4)手帳取得者数年次推移

療育手帳(5)取得者の年次推移より,重度の18歳未満の知的に障害のある子どもの数は微増しています。軽度の子どもは増加しこの8年間で70%増加していることがわかります。

また,18 歳以上の知的に障害のある人の数は重度軽度の別にかかわらず,この8年間増加傾向にあります。



(各年3月末時点)

区分は、県が療育手帳制度実施要綱第6条に基づき別表(1)に定める総合判定基準のA1及びA2を重度、B1及びB2を軽度とした。

平成20年データに春野町合併分含む

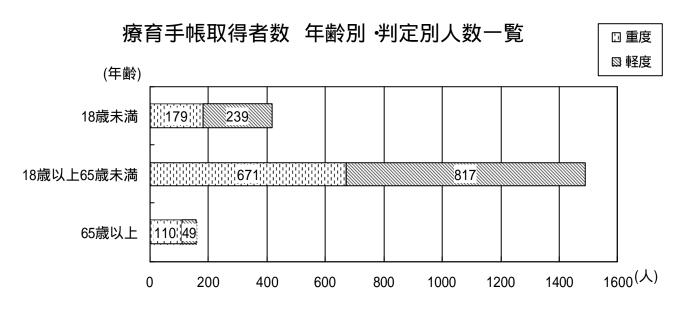
4 療育【りょういく】

障害のある子どものそれぞれの「育ちにくさ」の原因を分析し、それらを一つひとつ解決し、彼らの「育ち」が彼らなりに成し遂げられるような援助をする営み(「子育てを支える療育」 宮田広善著)。

5 療育手帳【りょういくてちょう】

知的に障害のある人や子どもが,一貫した支援や相談を受けられるためにつくられたもので,児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的に障害があると判定された人に対して交付される手帳。

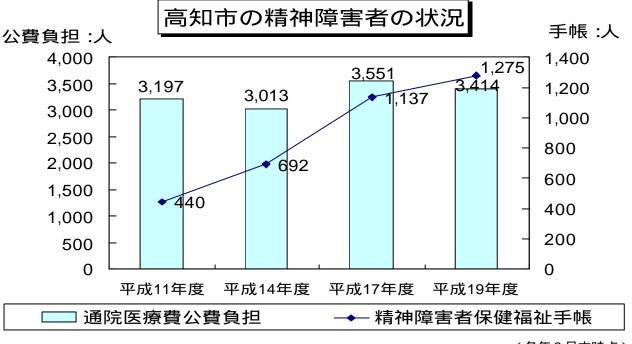
(2)療育手帳取得者数 年齢別・判定別人数一覧 療育手帳取得者数の年齢別・判定別人数は以下の図のとおりです。



(平成20年3月末時点)

1 - 3.精神障害者

(1)精神障害者保健福祉手帳取得者数及び通院医療費公費負担対象者数 平成7年の手帳制度の創設以来,徐々に周知が進み,手帳の取得者が増 えています。通院医療費公費負担の対象者については,ほぼ横ばい状態に あります。

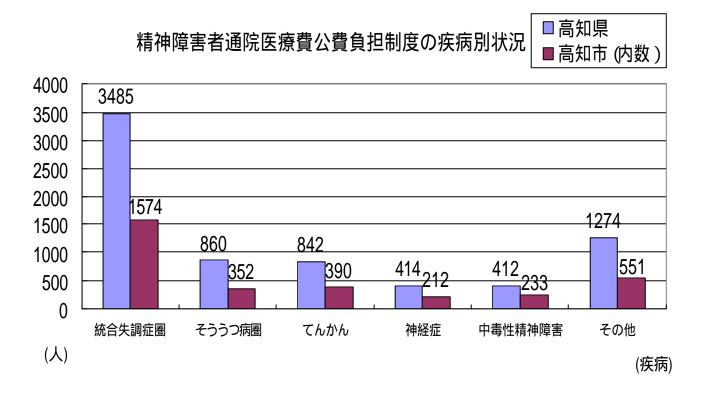


(各年3月末時点)

平成19年度データに春野町合併分含む

(2)精神障害者通院医療費公費負担の状況

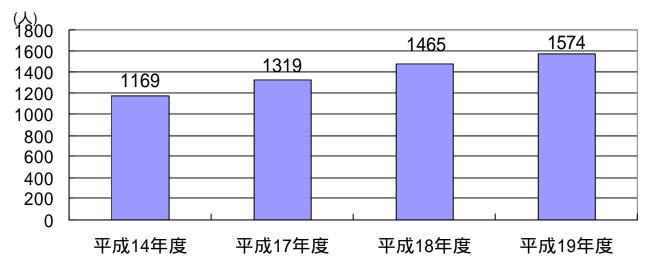
精神障害者通院医療費公費負担制度の状況を見ると,統合失調症圏(6)が最も多く,ついでてんかん,そううつ病圏,神経症と続いています。



(平成20年3月末時点)

(参考)

精神障害者通院医療費公費負担制度のうち統合失調症圏の年度別状況

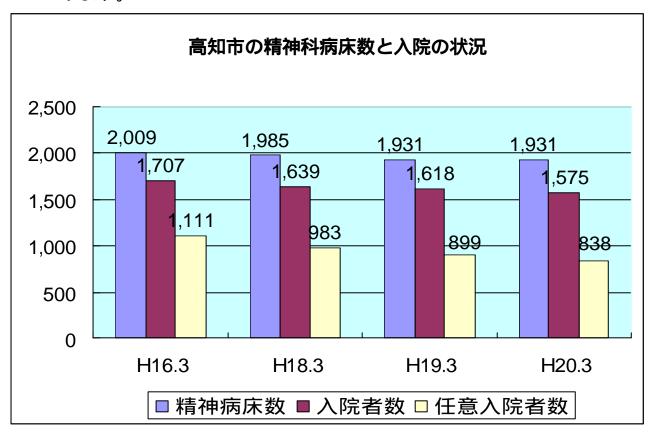


(各年3月末時点)

平成 19 年度データに春野町合併分含む

(3)精神科病床数と入院の状況

高知市の精神科病床数と入院の状況を見ると,入院者数は減少傾向にあります。



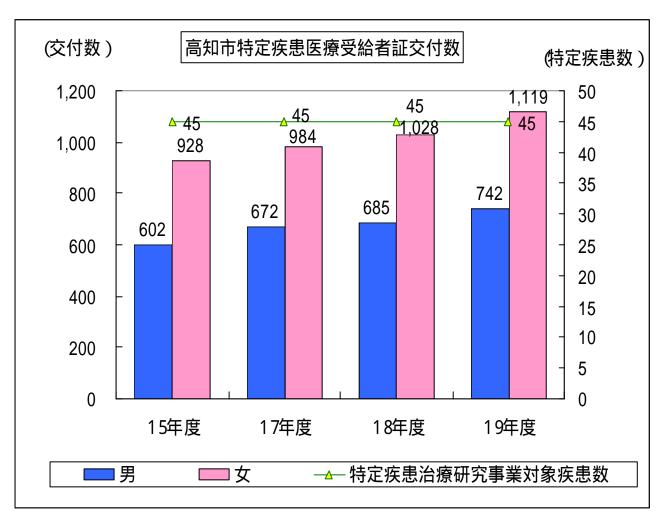
(各年3月末時点)

⁶ 統合失調症圏【とうごうしっちょうしょうけん】 統合失調症と統合失調症の周辺疾患をいう。

1 - 4 . 難病(7)

(1)特定疾患(8)医療受給者証交付数

高知市の特定疾患医療受給者証交付数は,増加傾向にあります。



(各年3月末時点)

平成 19 年度データに春野町合併分含む

7 難病【なんびょう】

法律等による明確な定義はないものの,行政が「難病」として取り上げる疾病の範囲は,以下のものとされる。 原因不明,治療法未確立でかつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病

経過が慢性にわたり,単に経済的な問題のみならず,介護等に著しく人手を要するため家族の負担が重く,精神的にも負担の大きい疾病。

8 特定疾患【とくていしっかん】

厚生労働省は難病対策として,症例数が少なく,原因不明,治療法が未確立であり,かつ生活面への長期に渡る支障のある特定の疾患を特定疾患と定め,原因の究明,治療方法の確立に向けた研究を行うとともに様々な施策が実施されている。

(2)疾病別難病者数

疾病別に見ると,パーキンソン病関連疾患が最も多く,潰瘍性大腸炎,全身性エリテマトーデス,特発性血小板減少性紫斑病と続いています。

特定疾患医療受給者証交付数

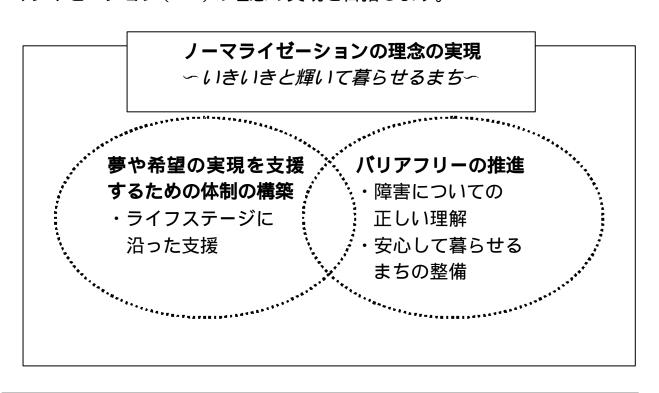
番号	疾患名	性	別	合計	番号	疾患名	性	合計	
留写	佚 忠 石	男	女		笛写	供 忠 石	男	女	
1	ベーチェット病	17	32	49	2 4	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	9	25	3 4
2	多発性硬化症	9	18	27	2 5	ウェゲナー肉芽腫症	3	1	4
3	重症筋無力症	11	27	38	2 6	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	28	10	38
4	全身性エリテマトーデス	10	118	128	2 7	多系統萎縮症	12	25	37
5	スモン	2	8	10	2 8	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	0	0	0
6	再生不良性貧血	3	7	10	2 9	膿疱性乾癬	6	3	9
7	サルコイドーシス	30	53	83	3 0	広範脊柱管狭窄症	5	0	5
8	筋萎縮性側索硬化症	11	3	14	3 1	原発性胆汁性肝硬変	4	25	2 9
9	強皮症 ,皮膚筋炎及び多発性筋炎	16	90	106	3 2	重症急性膵炎	5	2	7
1 0	特発性血小板減少性紫斑病	36	86	122	3 3	特発性大腿骨頭壊死症	3 2	17	49
1 1	結節性動脈周囲炎	5	9	14	3 4	混合性結合組織病	3	24	27
1 2	潰瘍性大腸炎	121	115	236	3 5	原発性免疫不全症候群	4	0	4
1 3	大動脈炎症候群	0	14	14	3 6	特発性間質性肺炎	14	9	23
1 4	ビュルガー病	16	4	20	3 7	網膜色素変性症	3 2	40	72
1 5	天疱瘡	2	10	12	3 8	プリオン病	1	0	1
1 6	脊髄小脳変性症	41	52	93	3 9	原発性肺高血圧症	0	2	2
1 7	クローン病	62	29	91	4 0	神経繊維腫症	4	3	7
1 8	難治性肝炎のうち劇症肝炎	0	1	1	4 1	亜急性硬化性全脳炎	0	1	1
1 9	悪性関節リウマチ	6	6	12	4 2	バッド・キアリ症候群	1	0	1
2 0	パーキンソン病関連疾患	130	208	338	4 3	特発性慢性肺血栓塞栓症(肺高血圧型)	1	4	5
2 1	アミロイドーシス	3	2	5	4 4	ライソゾーム病(ファブリー病含む)	0	0	0
2 2	後縦靱帯骨化症	46	35	8 1	4 5	副腎白質ジストロフィー	1	0	1
2 3	ハンチントン病	0	1	1		合 計	742	1,119	1,861

ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病及び致死性家族性不眠症を追加, クロイツフェルト・ヤコブ病と整理・統合

(平成20年3月末時点)

市民一人ひとりが互いに支え合い,

本市では,それぞれのライフステージ(9)に沿って夢や希望を実現するための支援体制の構築と,自分の力だけでは乗り越えることが難しい壁を取り除くためのバリアフリー(10)の推進を図り,障害の有無にかかわらず同じまちに住む市民として,一人ひとりがお互いにいきいきと輝いて暮らせるノーマライゼーション(11)の理念の実現を目指します。



9 ライフステージ【らいふすてぇじ】

誕生から死に至るまでの人の人生には,発達や社会生活の側面において,さまざまな段階が存在し,その段階ごとに特徴が現れる。この人生における各々の特徴を持った発達の段階をいう。

10 バリアフリー【ばりあふりぃ】

高齢者や障害のある人等の行動を妨げている障壁を取り除いた建築設計。また ,高齢者や障害のある人などが社会的 , 心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く心のバリアフリーも含まれる。

11 ノーマライゼーション【のぉまらいぜぇしょん】

障害のある人を特別視するのではなく,地域社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり,共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

1.支援体制構築のために

障害のある人が自ら夢や希望を実現していくためには、その人の可能性や能力を高める支援が重要となります。

そのためには,その人のライフステージに沿った子どもの頃からの一貫した 総合的な支援体制や,病気や事故で障害が残った場合でも,夢や希望に再びチャレンジできる支援体制が必要です。

そのために,公的なサービスをはじめとした多様な支援の中から,自分が望むものを選べるようにしていきます。

2.パリアフリーの推進のために

地域の中で安心して暮らせるまちをつくるためには,障害のある人の生活を 支援するサービスの充実とともに,社会にあるバリアをなくすことが重要です。

具体的には,交通や道路,公共建築物などを利用しやすくするための取り組みをはじめ,必要な情報が簡単に手に入るような仕組み,また,人権や障害についての理解・啓発などを通じた心のバリアフリーの実現を目指すことが求められています。

これらのことを,市民と行政の協働(パートナーシップ)で整えていくことによって実現していきます。

第4章 計画の推進のために

「市民一人ひとりが互いに支え合い,いきいきと暮らせるまちづくり」を実現するためには,市民,地域,企業,医療・福祉関係機関,障害者団体,NPO,行政がそれぞれの立場でお互いに協力し合うことが必要です。そのためには,以下のような役割が求められます。

高知市の役割

- ・国や県との連携
- ・サービス基盤の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市民・企業・関係機関への支援,協働
- ・人材の育成
- ・実態・ニーズの把握

市民の役割

- ・お互いの人格や個性の尊重, 支え合い
- ・主体的な計画推進のための取り組みへの参加

障害のある市民の役割

- ・障害者計画推進の主役としてのかかわり
- ・障害毎の特性や、障害があっても工夫により生きがい をもち生活できることなどについての、情報発信による 啓発
- ・主体的な生活を送るための自己選択・自己決定

地域の役割

・民生委員や町内会,各種組織やサークル等の活動

企業の役割

- ・障害のある人の雇用に向けての取り組み
- ・障害のある人が働きやすい環境の整備
- ・障害のある人が利用しやすい環境の整備

関係機関の役割

・専門的なサービスの担い手

指定事業所

・情報提供・相談支援

医療機関 等

・人材の育成

障害者団体の役割

- ・意見の集約
- ・障害当事者の活動の支援
- ・バリアフリーの普及啓発

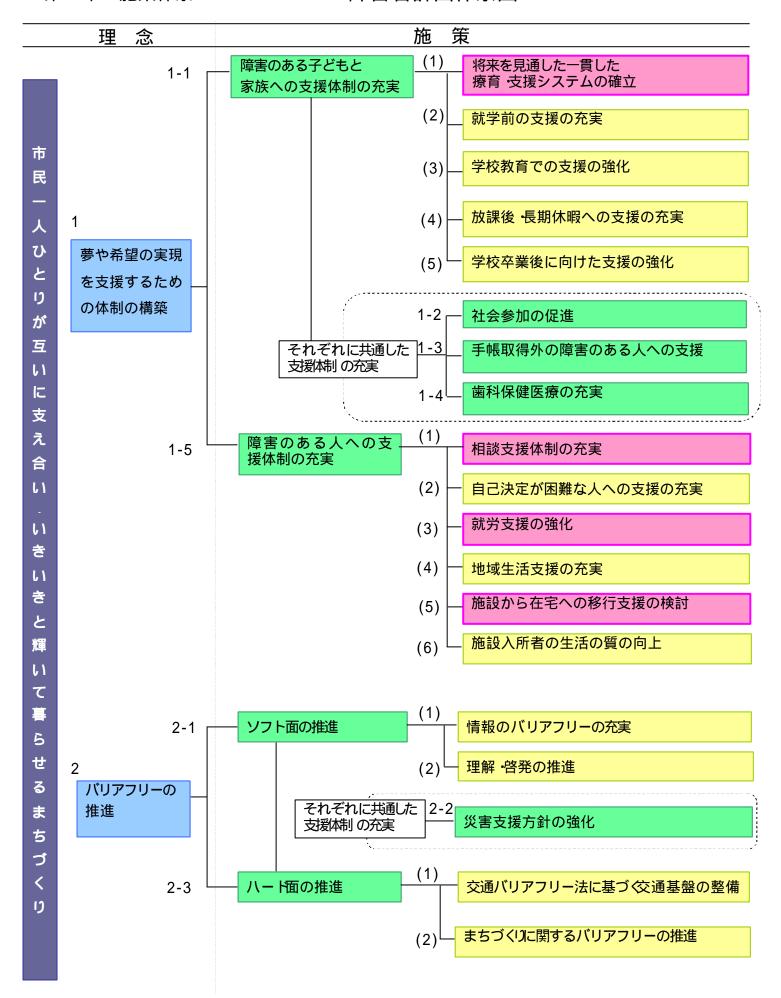
NPO(12)・ボランティア団体の役割

- ・障害のある人のニーズと必要な情報や人とをつなぐ, 自発的な社会貢献活動
- ・市民・行政・企業などの地域の横の連携

Nonprofit Organization の略であり、具体的には、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性等あらゆる分野の民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わないもの。

¹² NPO【えぬぴぃおぅ】

障害者計画体系図



第6章 重点施策

1	将来を見通した一貫した療育・支援システム	・(仮称) 障害児支援センターの設置
	の確立	障害児全般のケアマネジメント
		関係機関のコーディネート
		保育所や関係機関への後方技術支援
		「サポートファイル(13)」が効果的に活用さ
		れる体制づくり(担当者会議の開催等)
2	生活支援の充実	
	(1)相談支援体制の充実	・ 関係機関のネットワーク強化
		・ 相談支援事業所の相談窓口の周知
		・ 相談支援事業所のケアマネジメント (14)力の
		向上
	(2)就労支援の強化	・ 就労支援体制の構築
		・ 事業所の就労支援の質の向上
	(3)施設から在宅への移行支援の検討	・ 地域自立支援協議会 (15)の開催
		地域移行についての具体的な課題の抽出と部会
		での検討
		・ 地域生活移行モデル事業 (16)の継続実施
		・ 居住場所についての検討
		・ 生活力をつけるための就労支援

13 サポートファイル【さぽぉとふぁいる】

保護者が持っている情報を最大限に生かすことにより,お子さんのライフステージを通して,よりよいサポートが受けられるように作成したファイル。

14 ケアマネジメント【けあまねじめんと】

対象者の社会生活上の課題に対して,もっとも効果的・効率的なサービスや資源が活用できるように,総合的かつ継続的サービスの供給を確保し,そのサービスが有効に活用されているかを継続的に評価する方法。通常は 生活課題の分析 サービス計画の立案 サービスの実施 評価 見直しのプロセスを経る。また,適切なケアマネジメントの積み重ねにより,社会資源の改善や開発にもつながっていく。

15 地域自立支援協議会【ちいきじりつしえんきょうぎかい】

相談支援事業の効果的な実施に向け,地域において障害者を支えるネットワークの構築を図るために,市町村が設置する協議会であり,構成メンバーとしては,相談支援事業者,障害福祉サービス事業者,保健・医療関係者,教育・ 雇用関係機関等があげられる。

16 地域生活移行モデル事業【ちいきせいかついこうもでるじぎょう】

障害者が長期にわたって施設入所しているような場合,集団生活から個別生活へ移行する際の不安が生じることとなる。このため,この不安を解消し,円満に地域生活へ移行できる方策について調査・研究し,地域移行を支援するプログラムを開発するものである。コーディネーターが中心となり,今後地域移行を目指す者を対象として,地域移行体験を中心としたモデル的な支援計画を策定し,当該計画に基づき支援を実施。その実践を通じて標準的な支援プログラムの開発を行う。

第7章 具体的施策

- 7-1.夢や希望の実現を支援するための体制の構築
 - 7-1-1.障害のある子どもと家族への支援体制の充実
- (1)将来を見通した一貫した療育・支援システムの確立

<現状と課題>

障害が発見されるきっかけは,医療機関,乳幼児健診,保育所,学校等 多岐にわたりますが,できるだけ早期に適切なケアマネジメントを受け, かかわる機関が変わっても,途切れることなく一貫した療育・支援が受け られるシステムが必要です。

現状では、それぞれの部署が保護者からの相談に応じ、サービスの調整等を行っているものの、総合的なケアマネジメントを行う部署が不明確です。特に、重複障害のある心身障害児については、複数の医療機関や療育機関等がかかわることが多く、子どもの全体像や支援の方向性を共有するためには、関係機関同士をコーディネートする機関が必要です。

また、切れ目ない支援という点では、平成 17 年度から「障害児支援システムの構築」というテーマで庁内 5 課(元気いきがい課・健康づくり課・保育課・子育て支援課・教育研究所)が検討を実施する中で、「必要な情報が引き継がれていかない」という課題に対し、「サポートファイル」の作成を提案し、その後作成に向け取り組みを進めてきました。「サポートファイル」とはファイルを見れば、子どものこれまでの経過や、生活状況・支援内容が分かるというものです。また、「サポートファイル」が有効に活用され、切れ目ない支援を展開するためには、就園・就学・就労といったライフステージの移行の際に、関係者や専門家により担当者会を開催するなどして、支援の方向性を検討していく取り組みが不可欠です。

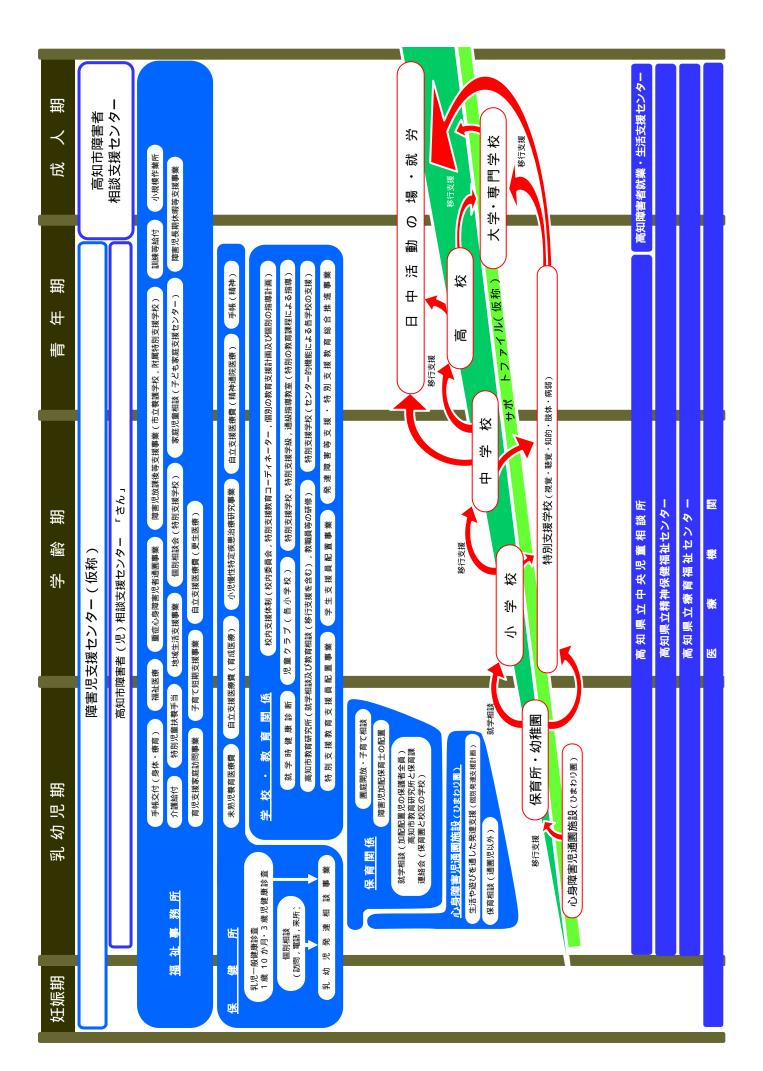
< 今後の方向性 >

(仮称)障害児支援センターの設置とサポートファイルの活用により, どのライフステージにおいても,将来を見通した切れ目ない一貫した支援 が受けられる体制づくりをめざします。

(仮称)障害児支援センターでは,障害児全般のケアマネジメント,関係機関のつなぎやコーディネート,保育所や関係機関等への後方技術支援,「サポートファイル」が効果的に活用されるための体制づくり等の機能を担います。

<事業等>

- ・(仮称)障害児支援センターに関する検討会(元気いきがい課・健康づくり課・保育課・子育て支援課・教育研究所・健康福祉総務課)
- ・サポートファイル (元気いきがい課・健康づくり課・保育課・子育て支援課・教育研究所)



(2) 就学前の支援の充実

<現状と課題>

保健所では,障害の早期発見・早期療育支援のために,乳幼児健診を行い,何らかの支援が必要な子どもとその保護者に対して,健診後のフォロー教室等を行っています。教室終了後に専門機関を紹介するケースは約6割ですが,保護者の中には,専門機関の敷居を高く感じ,必要性がありながら繋がれない方もいる実情から,母子保健サービスの中で連携して適切な専門支援が受けられるような体制整備が必要です。

就学前の障害のある子どもへの施策としては,保育所・心身障害児通園施設「ひまわり園(17)」,児童を対象とする居宅介護事業所,デイサービス事業所,短期入所等があります。

保育所での障害児保育は,手帳の有無にかかわらず,子どもの安全確保を第一義に加配保育士(18)を配置し,統合保育(19)の形態の中で共に育ち合うことを目的として,子どもたちの生活面や発達面を支援する体制ができています。しかしながら,近年,障害のある子どもを含む保育需要の増加により,加配保育士の確保が難しい状況にあります。

在宅の子どもたちへの支援施設であるひまわり園は,「親子通園を生かした総合的かつ具体的な発達支援」を行うことをめざし,個別発達支援計画を作成し,遊びや生活のなかで具体的な支援を行っています。また,専門的支援を行うために関係機関等との連携も重要であり,療育福祉センターの発達支援部や医療部との間で,個々の子どもについて訓練や支援の目標及び内容等について協議しています。さらに通園児以外を対象とした「保育相談」も行い,保護者の心のケアや家庭での子どもへのかかわり方等を具体的に助言・指導しています。

医療的ケアを必要とする児童は,国立病院機構高知病院内に重症心身障害児通園施設が開設され利用できるようになりましたが,重症心身障害児への介護支援ができるよう居宅介護事業所の質の向上や医療機関,訪問看護ステーション等との連携などの課題があります。

児童を対象とする居宅介護事業所,デイサービス事業所,短期入所については,実施施設だけでは需要を満たすことができていないため,支援体制の整備・拡充が求められています。療育福祉センター発達支援部の自閉症児童デイサービスや知的障害児通園施設では,専門的な療育支援を受ける環境ができていますが,需要が高くオーバーフロー気味になっています。

また,福祉サービスの利用決定を受けているものの,短期入所や移動支援など実際の利用には結びついていない児童もいます。サービスの必要時

にスムーズな利用が行えるように日頃からの利用を働きかけていくとと もに,個々の障害や発達に応じたサービスの提供が行えるよう,サービス 提供事業所への研修や関係機関との連携を進めていく必要があります。

< 今後の方向性 >

育児に関する不安や困り事に対する相談体制を充実させる一方で,早期 療育が必要な場合には,適切な専門機関につながれるよう,母子保健体制 の検討を行います。

保育所では,今後も障害児加配保育士の確保や,障害児加配保育士の専門研修,保育所職員全員を対象とした研修を継続し,職員の資質の向上を図ります。通園施設「ひまわり園」では,親同士の交流・学習会や一人一人の障害の特性に応じた個別カリキュラム作成等の内容面の充実,保育相談の周知と相談機能の充実を図っていきます。

療育福祉センター内の発達支援部や医療部 ,通園施設など関係機関等との連携を図り ,発達障害 (20) 児への支援を行っていきます。

また ,重症心身障害児への介護支援ができるよう研修等を通じて居宅介 護支援事業所の質の向上を図っていきます。

地域生活をサポートしていくために居宅介護や移動支援などサービス の充実を図るとともに,家族や関係機関,支援者等のネットワークにより 相互に支えあうことが出来る体制を検討していきます。

<事業等>

- ・保育所 (保育課)
- ・ひまわり園(保育課)
- ・児童デイサービス(元気いきがい課)
- ・居宅介護 (")
- ・短期入所 (″)
- ・移動支援事業(")
- ・日中一時支援事業(")
- ・障害児放課後等支援事業(")
- ・重症心身障害児通園事業(")
- ・障害児長期休暇等支援事業(")

17 ひわまり園【ひまわりえん】

発達に障害のある乳幼児に対して、日常生活における基本的動作や集団生活への適応等に向けての支援を行うことを目的とした親子通園施設。

- 18 加配保育士【かはいほいくし】
 - 障害のある子どもの安全の確保を第一の目的として、生活面や発達面の援助をするために配置される保育士。
- 19 統合保育【とうごうほいく】

共に生活をする中で互いに刺激を受け合い認め合いながら、共に育ち合うことを目的とした保育形態。

20 発達障害【はったつしょうがい】(「発達障害者支援法」の定義)

自閉症,アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害,学習障害,注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって,その症状が通常低年齢において発現するもの。

(3)学校教育での支援の強化

<現状と課題>

小・中学校等においては,学校教育法の改正や新学習指導要領の告示等を受け,特別な教育的支援が必要な児童生徒に対して,「特別支援教育学校コーディネーター(21)」の指名や「校内委員会」の設置をはじめ,「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成,特別支援学校(22)等との連携等によって,入学前や卒業後との引き継ぎや学校における支援を計画的・組織的に行うよう努めています。

市立養護学校においては,在籍する児童生徒への指導・支援はもとより, 市内の小・中学校等からの要請に応じて専門性を生かした助言や支援を行 うセンター的機能の充実を図っています。

教育委員会においては、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育相談や就学相談を実施するとともに、講演会や研修会等の開催による特別支援教育や発達障害等の様々な障害に関する理解啓発に努めており、その対象を教職員だけでなく保護者やPTA等の団体・組織にも広げていくよう取り組んでいます。また、教員や庁内関係部署の担当者等で構成する「高知市特別支援教育推進委員会」を設置し、本市における特別支援教育の在り方についての検討を重ねています。さらに、「特別支援教育支援員(23)」や「学生支援員(24)」を配置するなどして学校における教育課題の解決に取り組むとともに、教育研究所内に「LD(25)・ADHD(26)通級指導教室(27)」を2教室(小学校・中学校各1教室)設置して、児童生徒の指導・支援や、保護者や学校からの相談に当たっています。

特別な教育的支援が必要な児童生徒の相談件数は増加傾向にあり,同時にその内容は複雑化しています。また,発達障害のある児童生徒の義務教育修了後の進路拡大や,様々な障害の特性を踏まえた指導・支援の専門性の向上も求められており,こうした課題の解決に向けて取り組むことが必要となっています。

< 今後の方向性 >

研修や個別の教育相談の機会を通じて,「特別支援教育学校コーディネーター」や「校内委員会」,「個別の教育支援計画」,「個別の指導計画」の機能が十分発揮されるよう,各学校における校内支援体制の一層の充実に努めます。

引き続き,講演会や研修会等の開催によって理解啓発や指導の充実に努

めるとともに,「高知市特別支援教育推進委員会」において関係機関との 連携や市立養護学校のセンター的機能の在り方等について本市の実情を 踏まえた検討を重ねます。

各学校からの「特別支援教育支援員」や「学生支援員」の配置希望の増加や「LD・ADHD通級指導教室」への通級希望や相談ニーズの増大に対応するとともに,発達障害のある児童生徒の義務教育修了後の進路希望に応えるために, 県教育委員会への働きかけを継続します。

なお ,特に学校における教育に関しては文部科学省や県教育委員会の施策に基づく必要があるため ,今後の国や県レベルの教育行政の動向を踏まえつつ , 学校教育での支援の強化に継続して取り組みます。

<事業等>

- · 教育相談,就学相談(教育研究所)
- 高知市立学校教職員研修(教育研究所)
- ・小・中学校,かがみ幼稚園,高知商業高校,市立養護学校(学校教育課, 教育研究所)
- 特別支援教育支援員配置事業(学校教育課)
- ・ 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業(教育研究所)
- · 高知市特別支援教育推進委員会(教育研究所)
- · 学生支援員配置事業(教育研究所)

21 特別支援教育学校コーディネーター【とくべつしえんきょういくがっこうこっでいねいたぁ】

「学校内や,福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役」、「保護者に対する学校の窓口」等の役割を担い,教育的支援を行う人や機関の間の連絡・調整機能を果たすキーパーソン。一般的には「特別支援教育コーディネーター」と呼ばれるが,高知県では「特別支援教育学校コーディネーター」という名称を用いている。

22 特別支援学校【とくべつしえんがっこう】

障害の重複化や多様化を踏まえ,以前の「盲・聾・養護学校」を改め様々なニーズに柔軟に対応できるよう制度化された,障害種別にとらわれず設置することができる学校。併せて,地域の特別支援教育のセンター的機能を担うことが求められている。

23 特別支援教育支援員【とくべつしえんきょういくしえんいん】

小中学校において障害のある児童生徒に対し,食事,排泄,教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり,発達障害の児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりする支援員。この支援員の活用に関しては,国の地方財政措置が行われている。

24 学生支援員【がくせいしえんいん】

「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」において,特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対する支援体制の充実を図るため,小中学校に派遣される教員志望の大学生。学生支援員は,派遣先学校の教員の指導に基づいて補助的な支援を行う。

25 LD【えるでい】(学習障害)

Learning Disorders , Learning Disabilities。単一の障害ではなくさまざまな状態が含まれる。医学,心理学,教育学の分野にまたがって研究が進められ,それぞれが若干概念が異なっているが,基本的には全般的な知的発達に遅れはないが,聞く,話す,読む,書く,計算する又は推論する能力のうち,特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。

26 ADHD【えいでいえいちでい】(注意欠陥多動性障害)

Attention Deficit Hyperactivity Disorder。アメリカ精神医学会の診断基準第4版(DSM-)にある診断名。ADHDは「不注意」「多動性」「衝動性」の3つの症状を特徴とした症候群で,脳に何らかの原因があると考られている。

27 通級指導教室【つうきゅうしどうきょうしつ】

小中学校の通常の学級に在籍している比較的障害の軽い児童生徒が,ほとんどの授業を自分の学校で受けながら,障害の状態に応じた特別な指導を特別な場で受ける指導形態である「通級による指導」を行うために設けられた教室。本市には,「言語障害」と「LD・ADHD」の通級指導教室が置かれている。

(4)放課後・長期休暇への支援の充実

<現状と課題>

放課後や休日,長期休暇の過ごし方として,デイサービスや日中一時支援事業の放課後利用,慣れた環境である特別支援学校での放課後の見守り, 児童クラブなど支援体制の充実が求められています。

「慣れた環境で放課後や長期休暇を過ごしたい」,「保護者の勤務先や自宅に近い所を利用したい」,「いろいろな人とかかわりを持ちたい」,「夏休みに作業体験をしたい」といった様々なニーズに対し,少しずつですが利用先が選択できるようになってきています。

放課後や休日・長期休暇を過ごす場所は以前より増えてはきていますが,特に長期休暇についてはサービスの利用を希望する児童が多く,まだ十分な状況にはありません。

そのため,今後も障害児が利用できる場所の確保を行うとともに,二ーズにあった支援が提供できるよう内容についても充実させていく必要があります。

< 今後の方向性 >

放課後や長期休暇の支援は地域生活を送る上で非常に重要であり,居場所の確保や充実が求められています。就労等による保護者の不在時に安心して過ごすことができる場所の確保や介護負担の軽減など保護者の就労・子育て支援,児童の活動支援も含め,今後より一層子どもや保護者のニーズに沿った暮らしの実現に向けて支援を行っていきます。

また子どもの成長や特性に応じて,体験的な職業訓練や豊かな生活体験, 創作活動等から目的によってサービスが選択できるなど,きめ細かなサー ビスが提供できるよう関係機関と連携しながら取り組みを進めていきま す。

<事業等>

- ・障害児放課後等支援事業(元気いきがい課)
- ・放課後児童クラブ(青少年課)
- ・障害児長期休暇支援事業(元気いきがい課)
- ・児童デイサービス(")
- ・日中一時支援事業(")

(5)学校卒業後に向けた支援の強化

<現状と課題>

特別支援学校では,卒業後に向けた個別進路相談に取り組み,卒業後の生活をよりよく過ごすために,一人ひとりの適性に応じた情報提供や意見交換を行っています。保護者や行政,相談支援事業所などの関係機関が参加して,低学年から生活支援を含めた相談会に取り組んでいる学校もあります。

卒業後の就労に向けて,在学時から実習先を訪問し,実習状況の確認や 企業担当者との意見交換を行いながら障害者雇用に向けて理解を求める とともに,実習受け入れ先の拡大や就労に向けての支援を行うなど,関係 機関との連携強化が求められています。

平成 18 年に障害者自立支援法が施行され,就労に向けての訓練や日中活動の場としての就労系事業所ができ,個々のニーズに対応できるようになってきています。

医療的ケアの必要な児童が卒業後に通える場所の選択先は少なく,日中 活動の場の充実や家族を含めた支援が求められています。

今後は,在学中からの卒業後の生活支援,本人の適性に応じた働く場・活動の場の確保に向けて,生活介護(28)事業所や日中一時支援事業所,就労系事業所等での体験実習や障害者就労・生活支援センター(29)をはじめとする関係機関とのネットワークの構築が大変重要です。

< 今後の方向性 >

教育・福祉・労働等の機関が連携し,一人ひとりの適性や障害に応じた 多様な働き方ができるよう,卒業前から十分な情報交換や情報提供ができ るよう支援を行います。

また,卒業後の地域生活や就労に向けて,職業体験を行い職業選択の支援や就職後に職場定着ができるよう,生活経験を豊かにし,社会性を養うなど生活支援をあわせて取り組んでいきます。

医療や介護が必要な児童は,生活介護事業所や重症心身障害者通園施設など介護や医療が確保される中で,日中活動に積極的に参加できるよう支援するとともに,家族の介護負担の軽減や相談支援等の取り組みを行います。

児童は多くの可能性を秘めているとともに,さまざまな活動を通して社会参加を実現していきます。卒業後にそれぞれの児童が望む生活を送るため,一人ひとりに合った活動の場が提供できるよう関係機関と連携しなが

ら取り組みを行っていきます。

<	事業等	>
•	= * -	_

- ・相談支援事業(元気いきがい課)
- ·訓練等給付(")
- ・介護給付(")
- ・地域生活支援事業(")
- ·知的·身体障害者通所授産施設(")
- ・重症心身障害児者通園事業(")
- ・小規模作業所(")

常に介護を必要とする人に,入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに,創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

29 障害者就労・生活支援センター【しょうがいしゃしゅうろう・せいかつしえんせんたぁ】 障害のある,仕事に就きたい人や仕事をしている人の様々な相談・支援を,いろいろな機関と連携して行う。

²⁸ 生活介護【せいかつかいご】

7-1-2.社会参加の促進

(1)移動支援

<現状と課題>

外出に介助を必要とする人が一人でも安心して外出できるよう,視覚・全身性障害者(30)に対応できるガイドヘルパー(31)を増やすために,高知市が事業所指定を行い民間事業所によるガイドヘルパー研修が行われています。ガイドヘルパー事業(移動支援事業)(32)は,その利用目的の拡大により,ここ数年利用量が急激に増加してきました。しかし社会参加の機会がある程度拡大された一方で,突発的な外出ニーズへの対応や, 土日祝日等利用希望が集中した場合の対応が十分にできていないこと,急激な利用量増加のための財源確保などの課題があります。

また,NPO法人等の活用について,これまでにも「高知市福祉有償運送(33)等運営協議会」を開催しましたが,平成20年1月に新たな運営協議会を組織し今後も引き続き取り組む予定です。

自動車運転免許取得及び改造助成事業,自動車運転準備教室は年度によって利用者の数に変動はありますが,自らが自動車を運転して外出することで社会参加につながっています。

視覚障害者生活訓練事業は、訓練指導員(市職員)を1名増員し、2名体制になりました。訓練指導員の増員により待機者が減ったことと、男女の指導員となり訓練希望者の性別やニーズに合った訓練が実施できるようになったことなど訓練の充実を図ることができました。利用者からは、自宅から勤務先までの歩行訓練を実施し「安心して通勤できるようになった」、「引越ししてきて自宅周辺の地理が分からず困っていたが、訓練を受けて、一人で買い物へ行けるようになった」などの声が聞かれています。今後はさらに利用者の個別ニーズに対応できるように他機関との連携も含め、訓練指導員のスキルアップに取り組んでいく必要があります。

< 今後の方向性 >

移動支援については,ガイドヘルパー事業の利用内容の実態把握を行い,より自立した社会参加ができるような支援方法の検討を進めていきます。また,外出に介助を必要とする人の移動支援のため,利用者が安全に安心して移動できるようガイドヘルパーの質の向上を図ることに取り組み,視覚障害者・全身性障害者・知的障害者の方に対応できるガイドヘルパーを育成します。視覚障害者生活訓練事業については,利用者の個別ニーズに

対応できるように訓練の充実を図ります。

<事業等>

- ・視覚障害者生活訓練事業(元気いきがい課)
- ・在宅重度障害者移動支援事業(元気いきがい課)
- ・自動車運転免許取得及び改造助成事業(元気いきがい課)
- ・自動車運転準備教室(元気いきがい課)
- ・視覚・全身性障害者ガイドヘルパー研修(元気いきがい課)

30 全身性障害者【ぜんしんせいしょうがいしゃ】

脳性麻痺,頚椎損傷,筋疾患等により肢体に不自由のある人で,上肢下肢が身体障害者手帳1級の重度の障害を有しいる人。

31 ガイドヘルパー【がいどへるぱぁ】

視覚に重度の障害のある人,または脳性麻痺等による全身性障害のある人,もしくは重度の知的に障害のある人の外 出時の移動介助等付き添いを行う人。

32 移動支援事業【いどうしえんじぎょう】

屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことによって、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業。

33 福祉有償運送【ふくしゆうしょううんそう】

NPO等が自家用自動車を使用して身体障害,要介護者の移送を行うこと。

(2)スポーツ・文化活動の充実

<現状と課題>

高知市障害者スポーツ教室「水泳教室」「カヌー教室」には,身体障害・知的障害・精神障害,発達障害,高次脳機能障害(34)など様々な障害者が参加しています。高知県立障害者スポーツセンター(35)においても,障害種別にかかわらず参加できるスポーツの機会が提供されています。

高知市内においてはその他,社会参加促進事業(36),地域活動支援センター事業(37)を通し,事業所独自のスポーツ及び文化活動が実施されています。

また,1年間の講習であるスポーツ推進指導員(38)養成教室では,「障害理論」や「障害実技」の受講を必須としています。

< 今後の方向性 >

障害のある人がスポーツや文化活動・創作活動などに積極的に広く参加できるよう,相談支援事業所(39)などを通じて啓発・PRに努め,スポーツ推進指導員の養成や研修にも努めていきます。また,障害者のいきがいや趣味として,社会参加ができるよう支援していきます。

さらに,障害のある人へのスポーツ普及を図るため,今後も高知県立障害者スポーツセンターと連携をとりながら,スポーツ教室や大会を開催していきます。

<事業等>

- ・障害者スポーツ振興事業(元気いきがい課)
- ・障害者スポーツ研修の実施(スポーツ振興課)
- ・障害者スポーツ教室開催,スポーツ推進指導員養成教室 (スポーツ振興課・県障害者スポーツセンターとの共催)
- ・スポーツ施設整備事業,スポーツ施設使用料の減免(スポーツ振興課)
- ・社会参加促進事業(元気いきがい課)
- ・地域活動支援センター事業(元気いきがい課)

病気や事故等の外傷で脳が複雑なダメージを受けた結果,脳の高次機能である言語・記憶・感情等の機能に生ずる障害のこと。現れる症状としては,記憶力や注意力が低下したり,感情がコントロールできなくなったりすることで,人が変わったようにみられることがある。

³⁴ 高次脳機能障害【こうじのうきのうしょうがい】

35 障害者スポーツセンター【しょうがいしゃすぽぉつせんたぁ】 スポーツを通じて障害のある人の健康維持増進,社会参加の促進を図る施設。

36 社会参加促進事業【しゃかいさんかそくしんじぎょう】

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて,障害のある人が,社会の構成員として,地域の中で共に生活が送れるよう,またコミュニケーション,文化活動等自己表現,自己実現,社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう,必要な援助を行うことにより,誰もが明るく暮らせる社会づくりをすることを目的とした事業。 啓発・広報,奉仕員養成,生活訓練などの事業がある。

37 地域活動支援センター事業【ちいきかつどうしえんせんたぁじぎょう】

障害者自立支援法施行に伴い設立された新規事業。障害者の社会復帰・社会参加を促進することを目的に , 日常生活の支援や地域交流活動などを実施している。

38 スポーツ推進指導員【すぽぉつすいしんしどういん】

地域住民のスポーツ振興に関する調査や研究,各種大会,各種スポーツ教室を開催する等の活動を行う体育指導委員を補佐し,主に地域における中心的指導者としてスポーツを推進する人。

39 相談支援事業所【そうだんしえんじぎょうしょ】

障害者の自立した日常生活を支援するために設置された地域の身近な相談窓口。障害者やその家族などの相談に応じている。

7-1-3.手帳取得対象外の障害のある人への支援

<現状と課題>

平成 15 年の障害者計画策定当時,高次脳機能障害,高機能自閉症(40), A D H D (注意欠陥多動性障害)等は手帳取得の対象とならないこともあり,公的な支援が受けられない状況でした。近年,高次脳機能障害の方及び高機能自閉症の方の手帳取得については,精神障害者保健福祉手帳の取得が比較的容易となってきています。

高次脳機能障害については,平成13年から国の高次脳機能障害支援モデル事業が始まり,その結果を受けて各県に高次脳機能障害の支援拠点が整備される方向に進んでいます。高知県では平成18年度末に高次脳機能障害についての実態調査が行われ,平成20年度には県委託により専門的な相談窓口が設置されております。高知市においては高次脳機能障害の方を対象とした作業所への支援を行っており,今後は障害者自立支援法の新体系事業への移行も検討中です。

高機能自閉症,ADHD(注意欠陥多動性障害),LD(学習障害)等については,平成16年12月「発達障害者支援法」が公布され,高知県では平成18年4月から療育福祉センターが発達障害者支援センター(41)機能を果たすことになりました。

難病については,介護保険制度や障害者手帳の対象となる場合は,それらのサービスの利用が優先となりますが,それ以外の方については難病患者居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス・短期入所・日常生活用具給付)により,自立と社会参加の促進を支援しています。

< 今後の方向性 >

今後は障害者手帳に基づいたサービスの提供という考え方ではなく,手帳のあるなしにかかわらず必要な支援が受けられるような仕組みづくりが必要だと考えています。そのためにも高次脳機能障害の専門相談窓口および発達障害者支援センターなどとの連携をもとに支援体制を検討していきます。

<事業等>

- ・小規模作業所支援(元気いきがい課)
- ・難病支援事業(健康づくり課)
- ・難病患者居宅生活支援事業(健康づくり課)
- ・相談支援事業 (元気いきがい課・健康づくり課)
- ・地域活動支援センター事業(元気いきがい課・健康づくり課)

40 高機能自閉症【こうきのうじへいしょう】

高機能広汎性発達障害の一種。知的な遅れはないが,相手の意図を読みとったり,会話をしたり等,対人関係の形成が苦手。言葉の遅れや強いこだわりがみられる。類似の障害にアスペルガー症候群等もあるが両方共に中枢神経系の機能上の問題と見られる。

41 発達障害者支援センター【はったつしょうがいしゃしえんせんたぁ】

発達障害者支援法に定められた支援センター。都道府県知事は,発達障害者及びその家族に対し,専門的相談・助言,発達支援及び就労支援,関係機関等に情報提供及び研修を行う等の業務を,社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者に行わせ,又は自ら行うことができる。

7-1-4 . 歯科保健医療の充実

(1)障害のある人や子どもの歯科相談・治療体制の充実

<現状と課題>

障害のある人や子どもが,個々のニーズに応じて歯科医療機関が選択できるよう,高知市では歯科受診に関する相談業務を実施してきました。受診・相談しやすい体制づくりに向けて取り組みを行った結果,こうち医療ネットの情報を基に情報提供ができるようになりました。

また,歯科医療提供側の障害に対する理解促進のための研修会を毎年実施し,地域の歯科医療機関の受け皿拡充を目指しました。研修会をきっかけに医療と歯科医療のネットワークも広がってきました。

専門歯科医療機関でも,高知医療センターの口腔外科においては障害者歯科専門医が配置され,地域の歯科医院からの紹介患者の受け入れ体制が強化されています。

今後は平成 22 年に開設される(仮称)総合あんしんセンターの中に高知県歯科医師会歯科保健センターが移転することとなっており,歯科相談・治療体制の充実と連携の強化が課題です。

< 今後の方向性 >

歯科医療提供側(歯科医院,歯科関係者等)の障害に対する理解促進のための研修会継続や,地域の歯科医院・専門歯科医療機関の連携の強化,医療と歯科医療のネットワークづくりを目指していきます。また,障害者とかかわる福祉・医療関係機関への歯科医療の必要性を理解促進するための取り組みも行っていくことが必要です。

当初からの課題である歯科医療の相談窓口の周知・体制づくりに向けた 取り組みを行っていきます。

<事業等>

- ・障害者等歯科保健サービス推進事業(健康づくり課)
- ・高知医療センター(県・市病院企業団)

(2)健康な口腔を育成し、保持できるための支援

<現状と課題>

子どものころからの口腔衛生習慣の確立や歯科疾患の予防のための意識向上のために,母子保健事業のなかの訪問・相談・健診の場での助言を行っています。療育福祉センターにおける口唇・口蓋裂児支援の場へ保健所歯科医師が参加し,専門歯科医療機関や療育福祉センター及び高知医療センターなど関係機関とのネットワーク構築につながっています。

また,受診や健診の機会が少ない障害者の施設では,希望に応じて集団 歯科健診や健康講座を行い,歯科受診のきっかけとなる取り組みを行いま した。

歯科保健に関しての意識はまだまだ低く,啓発が必要と考えます。また,口腔機能に影響のある障害のある方に対する口腔ケア(口腔リハビリ)についての取り組みも,まだ十分でないというのが現状です。

< 今後の方向性 >

乳幼児期からの口腔衛生習慣の確立及び予防的な意識の向上のために, 当事者・家族・施設・関係機関等への啓発を行います。母子保健事業にお ける助言などを当事者や家族に対して継続して行い,合わせて施設や関係 機関等への啓発を行っていきます。

また,口腔ケア(口腔リハビリ)の推進のため,多職種におけるチームアプローチができる体制づくりを目指していきます。

<事業等>

- ・歯科保健事業(健康づくり課)
- ・障害者等歯科保健サービス推進事業(健康づくり課)

7-1-5. 障害のある人への支援体制の充実

(1)相談支援体制の充実

<現状と課題>

平成 20 年 4 月時点において,相談支援事業所を 6 箇所設置し,地域の身近な相談窓口として在宅生活の相談や福祉サービスの申請,調整等を行っています。障害者自立支援法施行後,ケアプラン(42)の作成が重要視され,各事業所が生活ニーズに沿ったケアプランを作成するようになりました。在宅支援サービスの調整を含む支援会議が開催される等,連携が密になってきています。また,当事者・家族が,病気や障害の理解を深めるための学習会や,相互に情報交換を行う交流会等を開催または紹介しています。

今後,それぞれの相談支援事業所の力量形成,特に自立を目指したケア プランを作成するためのケアマネジメント力の向上を図ることが必要です。

平成 20 年度精神障害者生活ニーズ調査からは,身近な相談場所の必要性が高いにもかかわらず,公的機関や相談支援事業所の認知度は低く,あまり利用されていない現状であることが分かりました。これらのことから,保健所や相談支援事業所,また福祉サービスなどに関して幅広く周知できるよう,情報提供のあり方について検討が必要です。

< 今後の方向性 >

今後,地域自立支援協議会を活用し,関係機関が共通の認識を持ちながらネットワークを構築していきます。また,相談窓口の周知を図り,障害者や家族が適切な支援を受けられるよう,相談支援を充実します。

相談支援事業所のケアマネジメント力の向上については,県主催の相談支援従事者研修と連動しながら,必要な研修を行い質の向上を図ります。

<事業等>

- ・相談支援事業(元気いきがい課・健康づくり課)
- ・難病支援事業(健康づくり課)
- ・精神保健福祉相談事業(健康づくり課)
- ・障害者相談員事業(元気いきがい課)
- 生活リハビリ教室(健康づくり課)

42 ケアプラン【けあぷらん】

ケアマネジメントの過程の一つとして,総合的な評価によって明らかにされた複合的なニーズに対応するために,利 用者や家族ができること,公的サービス,民間サービス,インフォーマルサービス等社会資源の全てを活用した計画。

(2)自己決定が困難な人への支援の充実

<現状と課題 >

自己決定が困難な方への支援及びその権利を擁護するための制度としては「成年後見制度(43)」と「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)(44)」があります。

「成年後見制度」に関しては,高知市としては,「成年後見制度利用支援事業(後見人の報酬費用確保等)」を行っており,必要な場合には,市長が家庭裁判所に後見開始の審判申し立てを行っています。

「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」に関しては,高知市社会福祉協議会(45)が実施しており,知的障害者・精神障害者の相談援助件数が毎年増加しています。

今後,家族や障害者自身の高齢化,地域生活への移行などもあり,制度利用者数増加が予測されます。障害者の権利を保障し,生活の質を高めていくためにも今後の制度利用の支援が重要となってきます。制度利用にあたっては,知的障害者及び精神障害者の地域生活支援を行う相談支援事業所との連携も必要不可欠です。

< 今後の方向性 >

今後,一人暮らしの方,地域生活を始めた方,家族の高齢化により支援者がいない方等,支援の必要な方の「成年後見制度」及び「地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)」の効果的な利用促進に向けて,相談支援機関職員への啓発を行います。また,家族や関係機関への周知啓発も進めていきます。

<事業等>

- ・成年後見制度利用支援事業(元気いきがい課)
- ・相談支援機関職員への研修及び啓発 (元気いきがい課・健康づくり課)
- ・相談支援事業(元気いきがい課・健康づくり課)

⁴³ 成年後見制度【せいねんこうけんせいど】

認知症高齢者,知的障害者,精神障害者等,意思能力がない,または,判断能力が不十分な成年者のために財産管理及び身上監護に関する契約等の法律行為全般を行うための制度で,法律による後見の制度である「法定後見制度」と,契約による「任意後見制度」に大別される。

44 地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)【ちいきふくしけんりようごじぎょう】

認知症高齢者,知的障害者,精神障害者等判断能力が不十分な方が,地域において自立した地域生活を送れるように,利用者との契約に基づき,福祉サービスの利用援助,日常金銭管理支援サービスなどを行うもの。(障害者手帳や医師の診断書は不要)。専門員と生活支援員が,本人の代理で福祉サービス利用手続きや申請などのサービスを,有料で提供している(生活保護世帯は無料)。

45 社会福祉協議会【しゃかいふくしきょうぎかい】

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした,営利を目的としない社会福祉法人。昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき設置されている。地域住民のほか,民生委員・児童委員,社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者,保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと,地域の人々が,住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指し,さまざまな活動を行っている。

(3)就労支援の強化

<現状と課題>

障害者自立支援法の施行により,就労に向けての支援が充実してきました。福祉工場(46)や既存の授産施設・作業所から一般就労を目指す就労支援事業所への事業移行が進み,利用者の多様なニーズに合ったサービスが提供できるようになりました。平成18年度以降,一般就労へ移行した人は県内で23名(平成20年2月実施県調査)おり,一定の成果をおさめています。また障害者雇用率制度(47)においても,平成18年4月1日から精神障害者である労働者及び短時間労働者も雇用率の算定対象となりました。

平成 20 年4月時点で市内に就労移行支援事業所(48)が7箇所,就労継続支援A型事業所(49)(雇用契約を結ぶ)が4箇所,就労継続支援B型事業所(50)が13箇所あり,社会資源としては単独事業所,多機能事業所ともに充実してきています。しかし一方で,利用者の支援体制が十分には整っていない現状があります。

今回の就労支援事業所実態調査からも「就労支援システムが必要」「関係機関との連携が必要」「研修会や情報交換会が必要」という意見が出ており,支援体制の構築及び連携,質の向上への取り組みが必要とされています。新体系の事業が展開される中で,今後事業を中断していく利用者が見込まれることから,その利用者への支援も検討課題となります。

< 今後の方向性 >

(仮称)就労支援ネットワーク検討会を開催し,就労支援体制の構築を 図っていきます。また,県や各関係機関と連携して就労に向けてのネット ワーク化を進めます。

各事業所が障害特性に合わせて支援できるよう研修会や情報交換会を 開催し,支援の質の向上を図ります。

<事業等>

- ・就労継続支援事業(元気いきがい課)
- ・就労移行支援事業(元気いきがい課)
- ・就労支援検討会(元気いきがい課・健康づくり課)
- ・(仮称)就労支援ネットワーク検討会(元気いきがい課・健康づくり課)

授産施設のひとつ。利用者は施設と雇用契約を結ぶ。最低賃金が保障される。

⁴⁶ 福祉工場【ふくしこうじょう】

47 障害者雇用率制度【しょうがいしゃこようりつせいど】

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき,一定の割合(法定雇用率)に相当する数以上の身体障害者,知的障害者を雇用しなければならないとされている。平成18年4月より精神障害者も対象になった。

48 就労移行支援【しゅうろういこうしえん】

自立支援法施行に伴い,新規にできた事業。就労を希望する 65 歳未満の者であって,単独で就労することが困難である者に対し,就労に必要な知識及び技術の習得,もしくは就労先の紹介その他必要な支援を行う。

49 就労継続支援A型【しゅうろうけいぞくしえんAがた】

自立支援法施行に伴い,新規にできた事業。企業等に就労することが困難な65歳未満の者に,雇用契約に基づき,生産活動その他の活動の機会の提供,就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等必要な支援を行う。

50 就労継続支援B型【しゅうろうけいぞくしえんBがた】

自立支援法施行に伴い,新規にできた事業。就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者, 年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった者,生産活動その他の活動の機会の提供,就労に必要な知 識及び能力向上のために必要な訓練及び支援を行う。

(4)地域生活支援の充実

<現状と課題>

障害者自立支援法の施行に伴い,支援事業所数は一定充足されてきています。視覚障害者の生活訓練事業や,主に肢体不自由者が利用している住宅改造助成制度(51)・重度の視覚障害者や肢体不自由者及び知的障害者のための移動支援事業(52)などのサービスも広く周知されてきています。また,地域において障害者自身の活動性や生活範囲が拡大し,自立に向けた取り組みができるよう保健所での生活リハビリ教室(53)や地域活動支援センター等で取り組みを行っています。

支援の質の向上を図るため,ヘルパー事業所を対象にスキルアップ研修を年1回開催しています。また,地域生活を支援する関係者のケアマジメント能力の向上や,ケア関係者間のネットワークづくりを目的に,多職種による事例検討会を実施しています。

一方,知的障害者・精神障害者のホームヘルプサービス(54)の利用量は横ばいであり,障害特性上利用につながりにくいなどの課題があります。ショートステイ事業(55)においては,家族の病気等により,緊急的に利用が必要な場合がありますが,その受け皿となる事業所が十分に確保されていない状況があります。

平成 20 年度精神障害者生活ニーズ調査からは,家族の高齢化が進み身近な支援が望めなくなると,地域生活が成り立たなくなるという不安の声が聞かれ,地域生活が継続できる支援体制の充実が求められています。

< 今後の方向性 >

障害の特性を理解し,ニーズに合ったサービスの提供が適切にできるよう,地域生活を支援する関係者のケアマネジメント能力の向上を図ります。また,ネットワークづくりを目的に,多職種による事例検討会を積み重ねていきます。

サービス利用者のニーズに応じて,日常生活能力の獲得・向上のための 支援や,日常生活を支援するサービスの利用を促進していきます。日中の 居場所を必要としている方が適切な場所につながる体制づくり,地域活動 支援センターの機能充実を図ります。

家族の介護が一時的に提供できない場合のショートステイ先の確保な ど,在宅生活の支援を検討していきます。

<事業等>

- ・ 視覚障害者生活訓練事業 (元気いきがい課)
- ・ 移動支援事業 (元気いきがい課)
- ・住宅改造助成制度(元気いきがい課)
- 生活リハビリ教室(健康づくり課)
- ・ ホームヘルパースキルアップ研修(元気いきがい課・健康づくり課)
- ・ 居宅生活支援事業 (元気いきがい課)
- ・短期入所事業(元気いきがい課)
- ・ 生活介護事業 (元気いきがい課)
- ・ 就労継続支援事業(元気いきがい課)
- 就労移行支援事業(元気いきがい課)
- ・ 日中一時支援事業(元気いきがい課)
- ・ 相談支援事業 (元気いきがい課・健康づくり課)
- ・ 地域活動支援センター事業(元気いきがい課・健康づくり課)
- ・ 生活支援検討会(健康づくり課)
- ・ 地域自立支援協議会(元気いきがい課・健康づくり課)
- ・ 地域啓発活動 (健康づくり課)

- 51 住宅改造助成制度【じゅうたくかいぞうじょせいせいど】 障害のある人が,住み慣れた住宅で安心して健やかな生活を送れるように,風呂やトイレ等の小規模住宅改造に対し て助成する制度。
- 52 移動支援事業【いどうしえんじぎょう】 屋外での移動が困難な障害者等に対して,外出のための支援を行うことによって,地域における自立及び社会参加を 促すことを目的とする事業。
- 53 生活リハビリ教室【せいかつりはびりきょうしつ】 障害のある方同士の交流や,外出方法の獲得・スポーツなど各種体験を通して日常生活を見直し,その方の持つ能力に応じて自立した生活が送れるようにするための教室。
- 54 ホームヘルプサービス【ほっむへるぷさぁびす】 自宅で入浴,排泄,食事等の介助を行う。
- 55 ショートステイ事業【しょぅとすていじぎょう】 自宅で介護する人が病気の場合などに,短期間,夜間も含め施設で,入浴,排せつ,食事の介助等を行う。

(5)施設から在宅への移行支援の検討

<現状と課題>

施設・病院から在宅への移行支援については,障害者自立支援法の施行に伴い,国の重点施策実施5か年計画の中でも「地域移行の推進」として 挙げられています。

高知市においては,精神障害者の地域移行支援(56)について平成18年度より検討を開始しています。平成19年度には高知県が「退院促進支援事業(57)」を主催し,高知市保健所も実際に地域移行を希望される方への支援を行い,課題を検討しました。また,精神科医療機関に長期入院された方の退院時カンファレンスに参加しながら地域生活支援を実施しています。しかしながら,地域で生活するための条件が整わず在宅生活へ移行できずにいる方もいます。条件が整わない理由としては,本人の生活能力や家族の受け入れ態勢などがあり,支援について検討する必要があります。

知的障害分野においては,平成20年度より施設やグループホーム(58)に居住している方が地域生活を希望する場合や,特別支援学校の卒業生等が独立して生活を行うため,支援員を配置し,課題の把握や支援方法について検討を行う「地域生活移行モデル事業」を実施しています。特に,地域生活移行者が定着出来るよう,移行後のフォロー内容について検討しています。

障害者自立支援法の中でも市町村の業務に位置づけられ,相談支援体制の充実のために必要とされている「地域自立支援協議会」については,地域生活移行モデル事業対象者や相談支援事業所が対応している困難ケースなどを通じ高知市の課題について把握し,障害者が地域で生活する際の効果的な支援について協議を進めています。

地域への移行支援として居住場所の確保を行うため,グループホーム・ケアホーム(59)について国の補助事業を活用し整備を進めるよう検討中ですが,急激に増やすことは困難であるため,民間の賃貸住宅の活用についても検討することが必要です。

アンケート調査結果からは,例えば収入状況などによって賃貸借契約時の費用を障害者が支払うことが困難な場合であっても,障害者を特別扱いするという状況ではなく,一般と同じ条件をクリアすることが求められていることが分かりました。また,保証人や緊急連絡先の設定,トラブル対応が必要とされており,それらについて検討することも求められています。

< 今後の方向性 >

退院を希望している人への支援を関係機関と連携して行い,支援体制について協議していきます。また,退院,退所後の生活に不安を抱いている家族の不安軽減のための支援を検討します。

地域自立支援協議会について,平成20年度は地域自立支援協議会ワーキング部会を開催し,高知市における地域自立支援協議会のあり方の検討や,地域移行についての具体的な課題を抽出するための協議を進め,参加委員や関係機関に高知市の現状について把握してもらいました。

平成 21 年度からは現在のワーキング部会を地域自立支援協議会定例会とし,現在検討している内容を反映させた運営を行います。また,部会を設置して,具体的な課題を検討できるよう準備を進めます。

地域生活移行モデル事業については,モデル事業対象者の選定を行い,本人や家族,関係施設や事業所に説明を行っているところです。モデル事業の候補者となったものの,上手くいかなかった事例についても,その原因や対応方法について検討を行い,本人の意思や家族の意向を尊重しつつ協議を継続していきます。

このモデル事業を通じ地域生活移行が行えるよう ,地域自立支援協議会 ワーキング部会等で支援方法について検討を行います。

居住場所の確保については,アンケート結果を踏まえて,本人を取り巻く環境を整備していきます。保証人制度や緊急連絡先等のトラブル発生時の対応,情報提供や障害者理解のための啓発活動など,民間制度や他都市の事例なども研究していきます。

一方,障害者本人が地域で生活する力を身につけるため,就労支援を継続していきます。

<事業等>

- ・地域自立支援協議会(元気いきがい課・健康づくり課)
- ・地域生活移行支援事業(元気いきがい課)
- ・居住サポート事業(元気いきがい課)
- ・生活訓練事業(元気いきがい課)
- ・グループホーム・ケアホーム(元気いきがい課・健康づくり課)
- ・精神保健福祉相談事業(健康づくり課)
- ・地域啓発活動(健康づくり課)

施設や病院から,自身が選択した地域に生活の場を移した障害者が,安心した地域生活を送ることができるよう支援 を行っている。

⁵⁶ 地域生活移行支援【ちいきせいかついこうしえん】

57 退院促進支援事業【たいいんそくしんしえんじぎょう】

H16・17 年度に実施された「高知県精神障害者退院促進支援モデル事業」。精神科に入院している精神障害者のうち,病状が安定しており,受け入れ条件が整えば退院可能であると主治医が判断した方に対して,活動の場や退院のための訓練を行う環境を整えることにより退院促進を図り,精神障害者の社会的自立を促進する自立支援の仕組みを構築することを目的として実施された。

高知県精神障害者退院促進支援モデル事業終了後,H19年度からは「高知県精神障害者地域移行支援特別対策事業」を実施。地域移行推進員が退院希望のある精神障害者と面接や外出支援を行いながら,退院後の生活に向けての準備を行い,病院や関係機関でその方の退院と退院後の生活をサポートしている。また,民生委員を対象として,精神障害に対する正しい理解のための普及啓発及び精神障害者・民生委員・専門職のネットワーク構築を主眼とした活動を実施している。

58 グループホーム【ぐるぅぷほぅむ】

夜間や休日,共同生活を行う住居で,相談や日常生活上の援助を行う。

59 ケアホーム【けあほぅむ】

夜間や休日,共同生活を行う住居で,入浴,排せつ,食事の介護等を行う。

(6)施設入所者の生活の質の向上

<現状と課題 >

平成 20 年 4 月 1 日現在,本市から身体障害者施設に入所されている方は 157 人,知的障害者施設に入所されている方は 239 人います。現在の施設は旧法での運営となっており,障害者自立支援法新体系事業への移行が検討されています。現在の施設入所者の生活の場の確保のために,新体系事業への移行の際には適切な情報提供等が必要となってきます。

施設入所者の生活の質の向上のためには,施設が入所者の意思及び人格に配慮したケアを提供することはもとより,苦情等を解決する体制を整備しなくてはなりません。

施設入所者の生活の質の向上や制度の適正な運営を目的として,旧法指定事業所に対して実地指導(60)を実施してきました。今後も継続した取り組みが必要です。

<今後の方向性>

施設入所者の生活の質の向上や制度の適正な運営を目的として,引き続き旧法指定事業者に対して実地指導を行います。

新体系への移行につきましては,国の動向を見ながら,円滑な移行に向けて支援していきます。

<事業等>

・障害福祉施設に係る実地指導(元気いきがい課・健康福祉総務課)

⁶⁰ 実地指導【じっちしどう】

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保を図るため,関係法令,厚生労働省の通知による指導事項について監査を行うとともに,必要な助言,指導を行う。

7 - 2 . バリアフリーの推進 7 - 2 - 1 . ソフト面の推進

(1)情報のバリアフリーの推進

<現状と課題>

点字図書館においては,点字図書及び録音図書の閲覧と郵送貸し出し等を行っており,平成 19 年度では 839 人の利用登録があり,点字図書 346 人,録音図書 9,353 人の利用がありました。また,講演等への手話通訳者(61)の派遣,補装具(62)や日常生活用具の給付等を行っています。

IT推進講習事業においては,平成19年度は6コースを開催し,73人の受講申し込みがありました。受講後,民間の会社へ就職されたり,職業安定所の職業訓練へ参加されたりした方もおられました。

広報活動については、録音広報(テープ版)や点字広報を作成しており、20年度からは録音広報にデイジー版(ᠪ)を加え、情報取得のより広い選択肢を提供しています。

< 今後の方向性 >

インターネット等の普及に伴い,障害者の情報入手の手段も大きく変化してきています。それらの動向を注視しながら,適切な対応に努めます。 点字図書館(64)やIT活用支援,手話通訳者の派遣,補装具や日常生活用具の給付等,既存の事業の充実を図ります。

広報紙等の印刷物は,今後も分かりやすく見やすいレイアウトや表現を 心がけていきます。

<事業等>

- ・日常生活用具及び補装具の給付(元気いきがい課)
- ・IT推進講習事業(元気いきがい課)
- ・手話通訳者関連事業(元気いきがい課)
- ・点字図書館事業(元気いきがい課)
- ・ 点字広報・録音広報の発行(秘書広報課)
- ・磁気ループ(65)の貸出(元気いきがい課)

61 手話通訳者【しゅわつうやくしゃ】

話し言葉を,聴覚に障害のある人に理解しやすいよう手話に置き換えて伝えたり,聴覚に障害のある人の表す手話の意味・内容を正しく読みとって話し言葉に置き換え,伝える人。

62 補装具【ほそうぐ】

身体に障害のある人の身体機能を補完または代償して、日常生活や職業生活を容易にするため、用いられる器具類。

63 デイジー版【でいじぃばん】

DAISY (Digital Accessible Information Systemの略)方式のデジタル録音図書。

64 点字図書館【てんじとしょかん】

視覚に障害のある人のため、無料または低額な料金で点字刊行物、盲人用の録音物の利用に供する施設。

65 磁気ループ【じきるぅぷ】

補聴器を使用する人の聞こえを補助する機器。マイクなどの音声を円状に設置した電線に磁場として流し,補聴器で捕らえて音声化する。国内のほとんどの補聴器(Tマーク付き)に対応する。

(2)理解・啓発の推進

<現状と課題>

バリアフリーを進めるためには,建物や公共交通機関等のハードの整備だけでなく,市民一人ひとりが障害の有無にかかわらず,互いに人権を尊重し,共に支え合う心が不可欠です。

高知市では,平成17年に「高知市人権教育・啓発推進基本計画」を策定し,この計画に基づき各分野において人権啓発活動に取り組んでいます。学校においては,特別支援教育についての理解促進を図るために,保護者への説明や,児童・生徒への年間指導計画に基づく学習を行っています。また,教職員については,校内研修や出前研修,特別支援教育講演会等の研修会を通して資質の向上を図っています。さらに,専門性を持つ特別支援学校と互いに協力しながら,児童・生徒理解や指導法の工夫・改善に努めています。

市民に向けては,広報「あかるいまち」やホームページ,地域での講演を通して理解・啓発を行っています。また,災害時要援護者支援事業(66)を活用し,地域への障害者理解の啓発にも取り組んでいます。平成19年度には「地域福祉体験スクール」を開催し,災害時の障害者への対応として,手話や視覚障害者ガイド,身体介護,車イスガイドなどの体験を実施しました。その他,知的障害者・精神障害者の災害時支援の取り組みについて,施設や医療機関,福祉サービス事業所等を対象に研修を実施しました。

精神障害に関する啓発については、民生委員・精神科病院・相談支援事業所等と共に、地域の支援体制づくりに取り組んでいます。しかし、平成20年度高知市精神障害者地域生活ニーズ調査では、精神に障害のある人やその家族から、理解・啓発の取り組みのさらなる充実を求める声が寄せられました。

< 今後の方向性 >

障害のある人が地域で生活していくためには,また,病院や施設から退院・退所して地域での生活を新たに始める際にも,地域における障害の理解が重要になってきます。今後,高知市が行う災害時要援護者支援や県の精神障害者地域移行支援特別対策事業などを活用し,障害のある人や家族の思いを伝えながら,地域への啓発を進めていきます。

<事業等>

- ・ふれあい体験学習(元気いきがい課)
- ・高知市人権教育・啓発推進基本計画(同和・人権啓発課)
- ・特別支援学校や特別支援学級等との交流及び共同学習(学校教育課)
- ・障害児(者)に対する理解を深める教育(学校教育課)
- ・地域啓発活動(健康づくり課)

市内に居住する高齢者や障害者等のうち,身体の障害・知的の障害・精神の障害等により災害時に自力で自宅外へ避難したり,自ら救出を求めたりすることが困難な方(災害時要援護者)が,住み慣れた地域で安全・安心に暮らし,災害が発生したときまたは発生するおそれが生じたときに安全を確保することができるよう,市と町内会,自主防災組織等の地域団体とが協働して災害時要援護者の支援に取り組む事業。本市では,平成18年度より災害時要援護者についての救護計画及びマニュアルの作成に取り組んでおり,現在,浦戸・種崎地区において,モデル的に災害発生時からどのように1次避難するか,また2次避難はどういった場所が考えられるのかについて検討している。

⁶⁶ 災害時要援護者支援事業【さいがいじようえんごしゃしえんじぎょう】

7-2-2.災害支援方針の確立

<現状と課題 >

大規模な災害時には行政による早期の個別対応が困難な場合も想定されます。そのため,地域の自主防災組織(๑)等で事前に災害時要援護者の方を把握し,発災時に適切な支援を行うことが重要となります。

本市の自主防災組織結成率・数は平成21年2月1日現在で43.95%(世帯率),356団体となっており,組織率・数ともに一定の向上が見られるものの,まだまだ低い水準にあります。地域内で災害時要援護者の方の把握を行い,適切な支援を行うためには,現在実施している自主防災組織育成強化事業を通じ,さらなる結成率の向上や災害時要援護者対策についての意識啓発等が必要となります。

一方,支援対策としては,平成18年度に健康福祉部内に「災害時要援護者対策検討部会」を設置し,「災害時要援護者支援マニュアル」策定に向けて,浦戸・種崎地区をモデル地区として様々な試行を行いながら,平成20年度中の完成を目指して作業を進めているところです。

また,市内には153箇所の収容避難場所がありますが,ほとんどの避難場所では福祉的な避難が困難であるため,いわゆる「福祉避難所(68)」の確保が課題となっています。

発災時の要援護者の方に対する支援は多くの人手が必要であることが 想定されます。一部の支援者が援助するのではなく,日頃から隣近所どう しで声を掛け合い,互いに助け合い災害を乗り越える仕組みの構築が必要 です。

< 今後の方向性 >

自主防災組織の結成については、引き続き活動を継続していきます。

福祉避難所の確保にあたっては,市内社会福祉施設等のご協力をいただきながら,津波避難ビル(69)確保についての取り組みとも連携して今後検討していきます。福祉避難所における人員不足に対しては,地域自主防災組織による支援員の確保やボランティア派遣による支援,ホームヘルプ事業所との連携等について検討を進めます。物資の不足については備蓄や搬送について,備蓄物資計画との整合性を図りながら検討を進めます。

災害時要援護者対策については,モデル地区での活動を他地区にも広げる必要があると考えており,地区内の災害時要援護者の把握や避難計画書の作成,近隣社会福祉施設等との連携体制の確立等の活動を市内中心部でも行うよう検討していきます。

<事業等>

- ・地域防災計画(危機管理室)
- ·自主防災組織育成強化事業(危機管理室)
- ・災害時要援護者支援モデル事業(元気いきがい課)
- ・単身高齢者世帯及び障害者に対する防災訪問(消防局予防課)

67 自主防災組織【じしゅぼうさいそしき】

地域において住民が協力・連携して自主防災活動を行うために,学校区や町内会活動区域などを単位として,その地域住民で結成する組織。

68 福祉避難所【ふくしひなんじょ】

寝たきりの高齢者,障害のある人,妊産婦など,一般の収容避難場所で共同生活が困難な人が,安心して避難生活ができるよう,特別の配慮がなされた避難場所。

69 津波避難ビル【つなみひなんびる】

住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建物等の人工構造物を利用するもの。

7-2-3.ハード面の推進

(1)交通バリアフリー法に基づく交通基盤の整備

<現状と課題>

本市では,交通バリアフリー法(平成 12 年 11 月施行)に基づき,高知市交通バリアフリー基本構想(平成 15 年 4 月)を作成しました。また, 平成 16 年度には高知市交通バリアフリー道路特定事業計画を作成し,平成 22 年を整備目標年次として現在事業を進めています。

平成 19 年度までの整備進捗率は約 63%(延長率)となっており,具体的には主に視覚障害者誘導用ブロック(視覚障害者誘導シート)の貼り付け,部分的には歩道段差整備などが進んできましたが,平成 22 年の完了を目標としている中で市単独費用の予算確保の課題が残されています。

また, 平成 18 年 12 月にはバリアフリー新法が施行されており, 基本構想を作成できることとなっておりますが,旧法の道路整備を優先的に進めていく必要があります。

< 今後の方向性 >

現在進めている高知市交通バリアフリー道路特定事業計画が平成 22 年に完了できるよう予算確保に努め,引き続きバリアフリーを推進します。バリアフリー新法に基づく基本構想作成については,平成 22 年までに整備進捗状況を見ながら検討していきます。

<事業等>

- ・高知市交通バリアフリー基本構想(都市計画課)
- ・高知市交通バリアフリー道路特定事業(道路維持課)
- · 街路整備事業(道路建設課)

(2) まちづくりに関するバリアフリーの推進

<現状と課題 >

まちづくりに関するバリアフリーを推進するため,高知県は平成9年4月に「ひとにやさしいまちづくり条例」(以下「ひとまち条例」という。)を施行しました。

ひとまち条例においては,建物の新築時等に出入口,廊下,階段,エレベーター,便所,客席,駐車場等の配慮が必要と想定される場所ごとに基準を満たすよう求められています。

本市においても,ひとまち条例に基づいたまちづくりを進めており,不 特定多数の市民が活用する一定規模以上の建築物に対しては届け出を受 け,条例に定められた項目について整備計画の適合性審査を行い,誰もが 安全かつ快適に利用できるような施設の増数を目指して建築関係者等に 対し指導・助言を行ってきました。

平成 18 年にバリアフリー新法が制定されたことによって,今後一層の整備が期待されるところです。

公園整備については,この5年間に高知市内25の公園において多目的トイレや福祉施具の設置,段差の整備などを行ってきました。しかし,本市が管理する690程の公園のほとんどはバリアフリー化されておらず,早急な対応が必要となってきています。

< 今後の方向性 >

ひとまち条例に基づいて審査を行い,使う人誰にとってもやさしい建築物等が増えるよう,バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組み,庁内の連携強化を図っていきます。

高度経済成長期に造られた公園の多くが老朽化し,維持コストが嵩む中で,今後は選択と集中により公園のバリアフリー化を進めていきます。

<事業等>

- ・ひとまち条例に基づく審査(建築指導課・元気いきがい課)
- ・公園遊園整備改良事業(みどり課)
- ・高知市交通バリアフリー基本構想(都市計画課)

第8章 数值目標

平成 23 年度の数値目標

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

平成 17 年 10 月 1 日現在の施設入所者数 (春野町含む)は 396 名です。 このうち,73 名 (平成 20 年 7 月末時点で 22 名移行済)が平成 23 年度末 までに地域生活に移行することを目指します。これにより,施設入所者数 は国目標の 7 %(28 名)を上回る 7.8%(31 名)以上減少する見込みとします。

項目	数 値
施設入所者数(A) 平成 17年 10月 1日現在	3 9 6人
減少見込み数(B)	3 1人以上
【目標值】平成 18 年~23 年度地域生活移行総数	7 3 人以上
【目標值】平成 23 年度施設入所者数(A-B)	3 6 5 人以内

(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 18 年 8 月現在の入院患者のうち,受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者は 244 名(春野町含む)(県内 557 名)です。国は,平成 24 年度末までに退院可能精神障害者の解消を目指しており,本市としても23 年度までに 207 名(春野町含む)の地域生活への移行を目指します。

項目	数 值
入院者数(平成 18 年 8 月 1 日)	1372人
地域生活移行者数(B)	207人

(3)福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労に移行する者は,平成15~17年度実績によると年平均8.6名です。平成23年度には,1年間に35名(現状の4倍)の移行を目指します。

また,第1期計画時点における福祉施設利用者のうち,1割は就労移行支援事業を利用するとともに,23 年度末までに就労継続支援利用者のうち2割は就労継続支援(A型)事業を利用することを目指します。

項目	数值
平成 15~17 年の年間一般就労移行者数	8.6人
【目標值】年間一般就労移行者数	3 5人

指定障害福祉サービス等の見込み量

サービス種別		2 1	年度	2 2 年度		2 3 年度	
訪問系サービス							
居宅介護							
重度訪問介護		6283		6806		7372	
行動援護							
重度障害者等包括支援			時間分/月		時間分/月		時間分/月
	人数	373	人/月	404	人/月	438	人/月
生活介護		2948	人日分/月	7106	人日分/月	12936	人日分/月
	人数	134	人/月	323	人/月	588	人/月
自立訓練(機能訓練)		22	人日分/月	154	人日分/月	154	人日分/月
	人数	1	人/月	7	人/月	7	人/月
自立訓練(生活訓練	į)	44	人日分/月	176	人日分/月	440	人日分/月
	人数	2	人/月	8	人/月	20	人/月
就労移行支援		1408	人日分/月	1518	人日分/月	1782	人日分/月
	人数	64	人/月	69	人/月	81	人/月
就労継続支援(A型)		1936	人日分/月	1936	人日分/月	2068	人日分/月
	人数	88	人/月	88	人/月	94	人/月
就労継続支援(B型)		6248	人日分/月	8822	人日分/月	11220	人日分/月
	人数	284	人/月	401	人/月	510	人/月
療養介護		3	人/月	3	人/月	3	人/月
児童デイサービス		356	人日分/月	356	人日分/月	356	人日分/月
	人数	89	人/月	89	人/月	89	人/月
短期入所		259	人日分/月	301	人日分/月	350	人日分/月
Γ.	人数	37	人/月	43	人/月	50	人/月
共同生活援助		200		0.40		000	
共同生活介護		228	人/月	249	人/月	322	人/月
施設入所支援		3	人/月	140	人/月	365	人/月
指定相談支援		5	人/月	5	人/月	5	人/月

[「]人日分」とは,1か月の延べ供給量を示す単位で,日中活動系サービスは22日/月, 児童デイサービスは4日/月,短期入所は7日/月で算定しています。

地域生活支援事業の見込み量

事 業 名		2 1年度		2 2 年度		2 3 年度	
		実利用見 込み者数	実施 見込 み箇 所数	実利用見 込み者数	実 見 み 所数	実利用見 込み者数	
(1)相談支援事業							
相談支援事業							
ア 障害者相談支援事業	7		7		7		
イ 地域自立支援協議会	有		有		有		
ウ 障害児等療育支援事業	0		0		0		
市町村相談支援機能強化事業		有		有		有	
住宅入居等支援事業		無		無		有	
成年後見制度利用支援事業		有		有		有	
(2)コミュニケーション支援事業							
手話通訳者派遣		150		150		150	
要約筆記者派遣		31		31		31	
手話通訳設置		1000		1000		1000	
(3)日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	25		27		30		
自立生活支援用具		135		137		140	
在宅療養等支援用具		45		46		47	
情報・意思疎通支援用具		150		152		155	
排泄管理支援用具		5366		5526		5690	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)		23		25		27	

	2 1年度		2 2 年度		2 3 年度	
	実施		実施		実施	
事 業 名	見込	実利用見	見込	実利用見	見込	実利用見
	み箇	込み者数	み箇	込み者数	み箇	込み者数
	所数	,	所数		所数	
(4)移動支援事業(個別支援型)		154 1745		179 2022		208 2343
(実利用者数,延利用見込み時間数の順)			/	<u> </u>		
(5)地域活動支援センター	9	148	9	148	10	158
(上段:自市内施設 下段:他市施設)	3	3	3	3	3	3
(6)その他の事業						
福祉ホーム事業	2	12	3	26	4	33
訪問入浴サービス事業	2	5	2	5	2	5
身体障害者自立支援事業	1	20	1	20	1	20
生活支援事業(生活訓練等事業)		415		415		415
日中一時支援事業		109		132		160
生活サポート事業		2		2		2
社会参加促進事業						
ア スポーツ・レクレーション教室開催等事業		520		520		520
イ 芸術・文化講座開催事業		450		450		450
ウ 点字・声の広報等発行事業		584		584		584
工 奉仕員養成研修事業						
(ア) 手話奉仕員		160		160		160
(イ) 点訳奉仕員		20		20		20
オー自動車運転免許取得・改造助成事業		20		20		20

障害福祉サービスを円滑に実施するための方策

(1) 見込み量の確保

障害福祉サービスの見込み量は,現状と事業者の旧法施設から新体系移行希望アンケート調査(平成 20 年7月高知県実施)の結果を基に,「平成 23 年度の数値目標」を踏まえて算出しました。

このうち,共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)は,平成23年度322人分(新体系移行アンケート,特別支援学校生及び退院可能精神障害者アンケート調査結果)を見込んでいますが,旧法施設から新体系移行希望アンケート調査の結果では278人分しか確保されておらず,現時点では44人分が不足しています。

今後,共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)の数を増やすために,本計画の内容等や国の補助事業等について事業者に情報提供を行います。また,小規模作業所の法定サービスへの移行支援も実施します。これらにより,見込み量の確保について計画的に取り組みます。

(2)地域生活への移行支援

現在入院・入所している障害のある人が,地域生活へ移行する場合には, モデル事業の活用や,関係機関との連携を強化し,障害のある人に対してだ けでなく,受け入れる側である家族や地域に対しての支援を行っていきます。 また,地域生活へ移行するための支援体制の構築に向けて,各種サービスの 実施・充実を進めていきます。日中活動の確保についても,就労支援の検討 会,地域自立支援協議会等を活用しながら具体的な対策を検討し,当事者に 合った働く場や活動の場を確保していきます。

(3)地域住民への理解促進

障害のある人がグループホーム等を利用して地域での生活をすることができるように,地域住民への啓発を行います。

具体的には,小学校でのふれあい体験学習,災害時要援護者支援事業の活用といった取り組みの他,様々な障害についての広報や職場研修への支援等,より効果的な啓発の方法を検討していきます。

(4)サービスの質の確保と向上

障害特性や疾病(難病等)に応じたきめ細かなサービスの提供ができるように、行政と事業者間の連携及び各事業者間の連携を図るとともに、研修

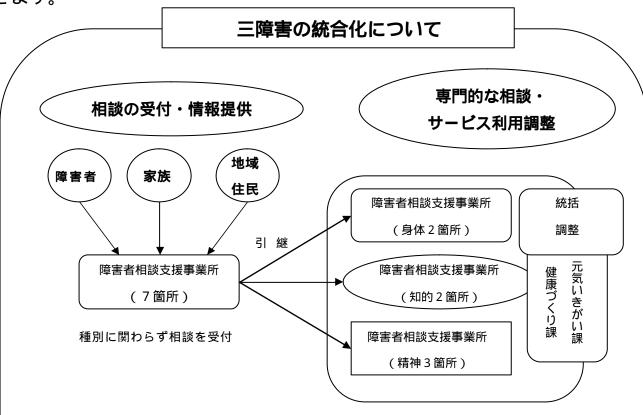
や障害福祉サービスの改善に関する指導・助言を実施することにより,サービスの質の確保と向上に努めます。

(5)福祉サービスに関する情報の提供

障害福祉サービスの適切な利用を促進するため、制度の内容について市民に周知を図るとともに、利用者がサービス事業者を選定するために必要な情報提供を行います。

(6)相談支援体制

市内の障害者相談支援事業を,障害のある人本人だけでなく家族や地域住民等,誰からでも気軽に相談を受ける窓口として広く周知し,機能を充実していきます。今後,春野町に1箇所(知的)設置し,7箇所体制で行っていきます。



相談の受付や情報提供については,障害種別にかかわらず全ての障害者相談 支援事業所で実施しています。実際の各障害種別ごとの専門的な相談やサービ ス利用調整等については,専門性の観点から,身体,知的,精神ごとに,それ ぞれの相談支援事業所が引き継いで行い,元気いきがい課及び健康づくり課に て統括・調整しています。

(7)公平・公正な障害程度区分認定体制の確保

障害程度区分認定の訪問調査は,市直営を基本とした調査体制を確立し, 障害のある人の生活実態を反映した調査を実施します。

また,障害程度区分認定等審査会においては,1次判定結果と主治医意見書及び訪問調査による特記事項に基づき,公平・公正な審査・判定を行います。

障害程度区分認定調査員及び障害程度区分認定等審査会委員には,研修 等を実施し,資質向上を図っていきます。

(8) 非該当認定者への対応

認定の結果「非該当」と認定された方に対しては,地域生活支援事業等 利用できる必要なサービスを紹介していきます。

サービス等の見込み量の考え方

訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援)

平成 20 年度(4月~9月迄の6か月)の平均利用時間を算出し,平成 19年度からの伸び率を算出。20年度の実績人数(身体,知的,精神各々)に伸び率を掛け 21年度人数を算出。20年度の実績から平均利用時間が身体 19時間,知的 11時間,精神5時間と割り出されたため,21年度人数に掛け算出。

22 年度は 21 年度見込み人数に 20 年度の伸び率を掛け,人数を算出し平均利用時間を掛け算出。23 年度も同様に 22 年度見込み人数に 20 年度の伸び率を掛け,人数を算出し平均利用時間を掛け算出しました。

生活介護・自立訓練 (機能訓練)・自立訓練 (生活訓練)

平成 20 年度 7 月実施の県移行希望調査結果から,高知市の施設利用者数を調べ,各年度の移行人数を加算しています。多機能施設については,利用者の障害程度から判断して割り振りしています。

就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型

平成20年度7月実施の県移行希望調査結果から,高知市の施設利用者数を調べ,各年度の移行人数を加算しています。また,特別支援学校生(高1~高3)へのアンケート調査の結果から,希望者数を加算しています。多機能施設については,利用者の障害程度から判断して割り振りしています。

療養介護

平成20年度(4月~9月迄の6か月)の利用実績から算出しました。今後 もほぼ同数で推移すると推定しています。

児童デイサービス

平成 20 年度(4月~9月迄の6か月)の利用実績から算出しました。21 年度は新規開始事業所の定員数を加算しています。22 年度以降はほぼ同数で推移すると推定しています。

短期入所

平成 20 年度(4月~9月迄の6か月)の利用実績から算出し,平成 20 年度7月実施の県移行希望調査結果から,高知市の施設利用者数で定員を按分

し,高知市比を算出し加算しています。

共同生活援助・共同生活介護・施設入所支援

平成20年度7月実施の県移行希望調査結果から,高知市の施設利用者数を調べ,各年度の移行人数を加算しています。また,特別支援学校生(高1~高3)へのアンケート調査の結果及び退院可能精神障害者へのアンケート調査の結果から,希望者数を加算しています。多機能施設については,利用者の障害程度から判断して割り振りしています

指定相談支援

知的・精神障害者の相談支援事業所に各1名利用と見込みました。

地域生活支援事業の見込み量

相談支援事業

障害者相談支援事業については,21年度に知的が1箇所増の予定で,以後は同数で推移予定です。

コミュニケーション事業

平成 19 年度及び 20 年度(4~9月)の実績から平均を算定したところ, ほぼ横ばい状態で推移しており,今後もほぼ同数で推移すると見込んでいま す。

日常生活用具給付等事業

平成 19 年度及び 20 年度(4~9月)の実績から平均を算定したところ微増状態で,用具によっては横ばい状態ですが,今後も微増で推移していくものと見込み算定しました。

移動支援事業

平成 20 年度(4月~8月迄の5か月)の平均利用人数を算出し,平成 19年度からの伸び率を算出し,20年度実績人数,利用時間に掛けて算出。22年度は20年度伸び率を21年度見込み数に掛けて,23年度は22年度見込みに20年度伸び率を掛けて算出。

地域活動支援センター

20年10月末時点での利用実績に、今後の見込みについて各施設に聞き取りを行い算出しています。

その他事業

福祉ホーム事業

平成 20 年度 7 月実施の県移行希望調査結果から ,現在の高知市利用者数 を調べ , 各年度の移行人数を加算しています。

訪問入浴サービス事業・ 身体障害者自立支援事業・ 生活サポート事業 社会参加促進事業

平成 19 年度 ~ 平成 20 年度 (10 月末時点)の実績から,今後もほぼ同数で推移すると見込んでいます。

生活支援事業

平成 19 年度~平成 20 年度(9月末時点)の実績から,今後もほぼ同数で推移すると見込んでいます。

日中一時支援事業

平成 20 年度(4月~8月迄の5か月)の平均利用人数を算出し,平成 19 年度からの伸び率を算出し,20 年度実績人数に掛けて算出。22 年度は 20 年度伸び率を 21 年度見込み数に掛けて,23 年度は 22 年度見込みに 20 年度伸び率を掛けて算出。

.資料

実態調査

- 1 平成 20 年度精神障害者生活ニーズ調査
 - ・調査期間:平成20.8.8~平成20.9.5
 - ・調査対象:

地域活動センター(調査実施者: 当事者 12 人, 支援者 3 人) 精神科デイケア(調査実施者: 当事者 24 人, 支援者 4 人) 就労事業所(調査実施者: 当事者 14 人, 支援者 3 人) 調査協力が得られた病院家族会と高知市精神障害者家族会に登 録する家族 152 世帯(回収数 46 世帯,回収率 30.4%)

・調査方法

当事者:聞き取り調査・グループインタビュー

家 族:郵送によるアンケート調査

支援者:聞き取り調査

- 2 障害がある方との賃貸借契約について
 - ・調査期間:平成20.7.24~平成20.8.15
 - 調査対象:高知県内にある宅地建物取引業事業所
 - · 対象件数:高知県宅地建物取引業協会 657件(市内 487,市外 170)

全日本不動産協会高知県本部 127 件(市内 98,市外 29)

回答数 241 (市内 177,市外 64) 回答率 30.73%

- 3 平成 20 年度就労支援事業所実態調査
 - ・調査期間:平成20.9.19~平成20.9.29
 - ・調査対象:高知市が支給決定している利用者が利用している就労支援事業所 20 事業所(市外含む)

就労移行支援事業所9箇所(市内7箇所)

就労継続支援A型事業所6箇所(市内4箇所)

就労継続支援 B 型事業所 18 箇所 (市内 13 箇所)

・調査方法:郵送によるアンケート調査

編集・発行

〒780 8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市健康福祉部

健康福祉総務課 TEL: 088 823 - 9440

元気いきがい課 TEL: 088 823 - 9378